

ウェーバー国家論の基底

雀 部 幸 隆*

Max Webers Grundkonzeption vom Staate

Yukitaka SASABE

ウェーバーが国家というものをどう捉え、とりわけその成立を原理論的にどう考えたかは、これまでまだあまり解明されてこなかった問題である。しかし、以下立ち入って論及するように、ウェーバーはおよそ国家を「アンシュタルト」として捉え、ウェーバー研究者たちのあいだでも故ヴォルフガング・J・モムゼンをはじめ自然法的民主主義の信奉者たちの多くがそうであるように、国家が(論理的に)人民の「社会契約」によって成ったものだとは考えていない。だからこそウェーバーの国家論、すくなくともその基底をどう理解するかは、重要な課題となる。そしてその解明は今日なお意識的無意識的に多くの信奉者を有する社会契約説的国家観の批判的分析ともなるであろう。なお、本稿は椋山女学園大学『人間関係学研究』第3号(2005年3月刊)に発表した拙稿「ウェーバーの政治ゲマインシャフト形成論」の改編改訂版である。

[一]「政治」とはなにか。

ところで、国家とは何かに関してどのような回答が与えられるにせよ、およそ国家というものが「政治」の凝縮する場であることは、まず確かなことであろう。そこでまず、ウェーバーがおよそ「政治」というものをどのように定義しているかを見ることとしよう。

(一)「自主的指導行為」としての政治

ウェーバーによれば、「政治 Politik」とは、広義においては、およそありとあらゆる「団体 Verband」の「自主的指導行為 selbstständig leitende Tätigkeit」を指し、狭義かつ勝義においては、「政治団体 politischer Verband」、とりわけ今日では「国家 Staat」を「指導」し、もしくは「その指導に影響を与えようとする行為」である(『職業としての政治』¹⁾)。

ところで、ここにいう「団体 Verband」とは何であるかといえば、『経済と社会』第五版第一部第一章「社会学の基礎概念」によれば、それは「部外者の加入を規制し制

* 人間関係学部 人間関係学科

限する社会関係ないしは閉鎖的な社会関係 eine nach aussen regulierend beschränkte oder geschlossene soziale Beziehung」であり、その内部秩序の維持を、団体の「長 Leiter」および場合によっては「行政幹部 Verwaltungsstab」の存在と、「強制力の行使 Erzwingung」をふくむその特別の秩序維持機能とによって、保障された社会関係である²⁾。

(二) 「権力」なくして「指導」なし

それゆえ、「自主的指導行為」としての「政治」は、「団体」の「指導」、すなわち「団体」の存続と秩序維持ならびに「団体」の利益の追求とその課題の解決を最適に行うための指導という、その広義の場合においても、「権力 Macht」による裏付けと「強制力の行使」とを不可欠の前提とし、またそれらを不可避的な随伴物とする。

政治「指導」のこの特質は、「政治団体」が対象となる狭義かつ勝義の場合には、いっそう強化される。なぜなら「政治団体」とは、やはり『経済と社会』第五版第一部第一章の「社会学の基礎概念」の定義によれば、「一定の地理的領域内部におけるその存立およびその諸秩序の維持」が「行政幹部」の側からする「物理的強制の現実の行使もしくはその脅し」によって「継続的に」保障される場合の、またその限りにおける、「支配団体 Herrschaftsverband」である、からである³⁾。

つまり、政治の世界においては、「権力」なくして「指導」なしの準則が端的に妥当する。

したがって「指導行為」としての「政治」は、ウェーバーによってまたつぎのように定義される。「政治とは、国家相互の間においてであれ、あるいは国家の内部で国家に属する人間集団間においてであれ、権力に参与し、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力 Streben nach Machtanteil oder nach Beeinflussung der Machtverteilung である。」(『職業としての政治』⁴⁾)

(三) 政治における人間性の問題

こうしてウェーバーにあっては政治における「権力」の契機が強調されるのであるが、だからといってモムゼンがその主著(『マックス・ウェーバーとドイツの政治 1890-1920年』)の随所で述べているように、ウェーバーが「権力主義者」であるとか「権力主義的」であるとか言うのは、当たらない。ウェーバーは別に権力「主義的」であったわけではなく、およそ「権力」なるものが政治において不可欠かつ不可避な要素であることを、ただ醒めた目で nüchtern 即物的に sachlich 見ていただけのことだからである。

この Nüchternheit=Sachlichkeit は「政治における人間性」にたいする同様に醒めた認識に由来する。『職業としての政治』のなかで、ウェーバーはフィヒテのマキャヴェリ論の章句を引きながら述べている。政治の世界においては、なんびとも「人間の善性と完全性を前提してかかる権利」はなく、結果責任を負う立場から政治にかかわろうとする者は、「人間だれしもが持つあの平均的な欠陥 jene durchschnittliche Defekte der Menschen」をつねに計算に入れておかねばならぬ、と⁵⁾。

この「人間だれしもが持つあの平均的な欠陥」の「あの」とは、ヨーロッパのキリスト教の精神的伝統のもとでは、マキャヴェリにおいても、フィヒテにおいても、ウェーバーにおいても、当然のことながら、「原罪」によって人間が背負い込むことになった

「あの」を意味し、それゆえ、ここに言われている「人間の平均的な欠陥」は、欧米人とは精神的伝統を異にするわれわれ日本人がその言葉によって思い浮べるような「まあ平均的な欠陥」といったような生易しいものではない⁶⁾。

ちなみに、キリスト教以前のアリストテレスもまた、古代ギリシア諸ポリスの永い政治史を総括した『政治学』において、以下に見るように、人間は「徳」を欠けば、最も貪婪最も悪食の野獣にも劣る始末におえぬ存在となりうる、との冷厳な認識を示していた。

「人間は完成されたときには、動物のうちで最も善いものであるが、しかし法や裁判から孤立させられたときには、同じくまた凡てのものうちでも最も悪いものである。……というのも、不正は武器を持てば最も危険なものであるからである。人間は思慮や徳に使えるはずの武器をもって生まれてくるが、この武器は好んで反対の目的のために使用されることもありうるのである。それ故に人間はもし徳を欠いていれば、最も不敬虔で最も野蛮で、また情事や食物にかけて最も悪しきものなのである。」(『政治学』)⁷⁾

こうした洞察にもとづいて、アリストテレスは、「何でも人の欲するところを為すという自由」は「人間どものそれぞれのうちにある悪」を抑止する力を持たないがゆえに、いかにして市民各自の恣意放縦を抑制しコントロールするシステムを作り上げるかが国制論の一つの要諦となる、と述べたのであった(同上)⁸⁾。

(四) 被治者の合意形成、同意の調達、支配の「正統性」の重視

だが、「権力」、「強制」の契機が政治の世界において前面に登場するのは、いうまでもなく *ultima ratio*、最後の手段としてである。その点はウェーバーにおいても変わらない。『職業としての政治』で彼は述べている。「実力行使 *Gewaltsamkeit* は、もちろん国家にとってノーマルな手段でも唯一の手段でもない *nicht etwa das normale oder einzige Mittel des Staates*——そんなことは言うまでもないことである *davon ist keine Rede*——。だが、おそらくそれは国家に特有の手段 *das ihm spezifische* ではあるだろう。」⁹⁾

この文章は、重点の置き所を異にして、「実力行使」は国家の「ノーマル」な手段でも「唯一」の手段でもないが、国家に「特有」の手段ではあるだろうとも読めるし、それは国家に「特有」の手段だが、「ノーマル」で「唯一」の手段ではないとも読める。ここでは後者のニュアンスで読むのが重要である。

たしかに政治の世界において、つねにゲヴァルトが振るわれ、あるいはもはやゲヴァルトを振るうしかない、といった状況が見られるなら、その政治体はまともなものではないし、すでに末期症状を呈している、と言われなければならないだろう。政治体が安定し、その利害と課題とを適切に追求することができるためには、その構成員、とくに平構成員のあいだに、政治体の(「長 *Leiter*」および多くの場合「行政幹部 *Verwaltungsstab*」による)権力行使＝支配が正統であり、その課題追求が妥当である、すくなくとも許容できる、という正統性観念が行き渡っており、合意が形成され、同意が存在していなければならない。その意味で、「正統性」の問題は「政治」、とくに *Regierbarkeit des Staates* (国家の統治可能性)の *key-problem* の一つである。

だからこそウェーバーは、「支配の正統性」の問題を——彼にあってはそれは「伝統的支配の正統性」、「カリスマ的支配の正統性」、「合法的支配の正統性」の三つに類型化されるものだが——あれほど突っ込んで追究したのであった。

ここでは、このあまりにも有名なウェーバーの「支配の正統性」の三類型の問題に立ち入ることはせず——ただし、のちに必要な限りで言及する——、そのかわりに、ウェーバーが政治体構成員の合意形成・同意の調達を極めて重視していたことを窺わせる重要な文章を「新秩序ドイツの議会と政府」から引いておこう。

「被支配層全体ではないにせよ、すくなくとも彼らのあいだで社会的に重きをなす階層から、ある最小限の同意を獲得することは、およそあらゆる支配の存続するための前提条件である。たといそれが最良の組織を誇る支配であったとしても、そのことが支配存続の前提条件となっているのである。」¹⁰⁾

この、そこから「ある最小限の同意を獲得」しなければならない「社会的に重きをなす階層」が、歴史とともに漸次下降し、ついに最底辺の一般庶民にまで至ったのが、今日の民主制、現代大衆民主制の状況である。それがなぜそうなったか、それをウェーバーがどう考えていたかは、いずれ発表する別稿で見よう。

ともあれ、ここでは、ウェーバーが支配とその正統性、権力行使と政治体構成員の合意形成ないし同意調達、この双方の問題にバランスよく目配りしていたことが確認できれば、それでよい。

【二】ウェーバーの国家観

(一)『職業としての政治』における「国家」の定義

これだけのことを前置きとして、ウェーバーの国家観の問題に入ることとしよう。さて、国家とは何かに関して、彼は『職業としての政治』のなかで一定の記述を残している。「国家とは、ある一定の領域の内部で……正統な物理的実力行使の独占をそれ自体として単独に（実効的に）要求する人間ゲマインシャフトである。」(Staat ist diejenige menschliche Gemeinschaft, welche innerhalb eines bestimmten Gebietes ... *das Monopol legitimer physischer Gewalt* für sich (mit Erfolg) beansprucht.) と¹¹⁾。

彼は、国家をその「活動の内容」からして社会学的に定義することはできない、と言う。なぜなら、「どんな問題であれ、まず大抵の問題は、これまでどこかでどの政治団体が一度は取り上げてきたと考えられるし、ざりとて他方、これだけはいつの時代でももっぱら政治的団体——この政治的と呼ばれる団体は現在でいえば国家であり、歴史的には国家の先駆となった団体だが——に固有の事柄だった、といえるような問題も存在しない」からである¹²⁾。

そこで、彼は「近代国家の社会学的定義は、結局、国家を含めたすべての政治団体に固有な特有の手段、つまり物理的実力の行使に着目して *aus einem spezifischen Mittel, das ihm, wie jedem politischen Verband, eignet: der physischen Gewalt* はじめて可能となる」と考える。その理由は、「もし手段としての実力行使と無縁な社会組織しか存在しないとするれば、その時にはおよそ『国家』の概念は消滅し、その語の特殊な意味で『アナキー』と呼んでよいような事態が出現するだろう」からである¹³⁾。

もちろんウェーバーも、第一節ですで見たとように、「実力の行使」が国家にとって「ノーマルで、唯一の手段」だと考えているわけではない。それは、支配の「正統性 Legitimität」の問題をあれほど踏み込んで追究した彼からすれば、いうまでもないことで

ある。しかし、「実力行使」はたしかに「国家に特有の手段 *das ihm spezifische Mittel*」ではあり、もし国家をその活動「内容」から定義することができないとすれば、それに「特有」の「手段」に着目することによって国家を定義するしか方法はないだろう。そこから、「国家とは、ある一定の領域の内部で……正統な物理的実力行使の独占をそれ自体として単独に（実効的に）要求する人間ゲマインシャフトである」という、最初に掲げた国家の定義が導き出されるのである。

国家に関するこのウェーバーの定義の仕方は、じつに素っ気ないもののように見える。その仕方は、議会民主制をも含め、「国家形態の問題」など、自分にとっては「他のあらゆる機械と同様に技術」の問題である、自分は君主が本来の意味での「政治家 *ein Politiker*」であるか、もしくはそう成る見込みがありさえすれば、——いま自分はドイツ政治の民主化と議会化とのために闘っているけれども——「まったく同様にして議会に反対し、君主の側に立って闘う」のだが（1917年7月のハンス・エーレンベルク宛の手紙¹⁴）などという、本稿とはほぼ同時に公刊されるはずの別稿「ウェーバー政治思想の基礎視点」（椋山女学園大学『人間関係学研究』第4号）で見た彼の言い方と相通ずるものがあるだろう。そしてこの種の主張は、これまた同所で述べたように、ウェーバーにあって、この手紙に限らず、1918年5月の「新秩序ドイツの議会と政府」においても、1918年末-1919年初めの「ドイツ将来の国家形態」においても、——この両者はウェーバーの政治思想を理解するうえで鍵となる枢要な論文である——、見いだされるものである。前者においては「民主制や議会制」の問題など「国民の死活の利害 *die Lebensinteressen der Nation*」と比べれば二次的な問題だとあったし¹⁵、後者にあっては「国民の利益と課題とは *die Interessen und Aufgaben der Nation*、……およそ政治形態に関するあらゆる問題に一切 turnhoch 優先する」とあった¹⁶。

このようにウェーバーは、国家を定義するにあたって、その（活動）「内容」よりも——だが、この点では、国家をその活動内容から規定することは困難だというウェーバーの主張に異を唱えることは容易ではないだろう——、むしろ（「物理的実力の行使」という）それに特有の「手段」に着目してこれを行なったし、国家形態、国制の考察にあたって、そうした問題は単なる「技術」の問題だ、要はその時々为国益——「国民の死活の利害」とか「国民の利益と課題」というのは、日本語で簡単にいえば「国益」である——の極大化をはかることだとして、国制問題をやはり「手段」、「技術」の問題に素っ気なく帰着させた。

（二）契約説的国家観からするモムゼンのウェーバー批判

政治や国家の問題にたいするウェーバーのこうしたスタンスの取り方は、ヴォルフガング・J・モムゼンに見られるように、ともすれば極めて技術主義的でプラグマチックな態度と見なされる¹⁷。モムゼンは、やはり前掲別稿で見たように、ウェーバーの政治思想を一般に権力主義的と特徴づけ、ウェーバーは民主主義を「価値合理的」に——つまり目的価値として——信奉せず、「目的合理的」にのみ——つまり単なる手段的価値としてのみ——捉え、「民主主義の純粹に機能主義的解釈」を徹底させた¹⁸、その結果、晩年にはウェーバーは「人民の自由な自己組織という民主主義思想と原理的に訣別」して「純粹な議会主義から離反」し（強調原文）、その挙げ句、晩年のカリスマ主義的・決断主義的な

人民投票的指導者民主主義論の提唱により、ヒトラーの指導者独裁思想に解釈替えされかねない権威主義的政治思想を徹底させた、と批判した¹⁹⁾。

このモムゼンの批判がいずれも失当であること、そしてこのモムゼンのウェーバー批判の根底にある政治思想史の見地が自然法的民主主義、社会契約説的国家観、議会至上主義という「自然法的民主主義論のトリアーデ」であり、そうした視点でウェーバーにアプローチするならウェーバーの政治思想を読み誤ること、ウェーバーの根底にある「政治」への基礎視点が国益第一＝res publicaの本義の追求、国家のRegierbarkeitの重視、歴史的・地政学的条件の冷静な考量という——「自然法的民主主義論のトリアーデ」と対立し、少なくともそれとは大きな隔たりのある——「レスプブブリカ論のトリアーデ」であって、ウェーバーの政治思想はこの彼本来の基本視点に照らして読まなければならないこと、この点はすでに筆者が拙著『ウェーバーと政治の世界』（1999年、恒星社厚生閣）においても『ウェーバーとワイマール——政治思想史的考察——』（2001年、ミネルヴァ書房）においても、さらには前掲の別稿「ウェーバー政治思想の基礎視点」においても、全体として明らかにしたところである。

だが、ここで当面の文脈上、国家観の問題に焦点を絞り、もう一度ウェーバーとモムゼンとを対質させて論及しておこう。

さて、モムゼンが契約説的国家観に立脚していることは、彼が前掲主著においてウェーバーが晩年その大統領制論を展開するにあたり、「極端な知的合理主義」にもとづいて、人民の自由な自己組織という民主主義思想と原理的に訣別したと論難していることから、明らかである²⁰⁾。

「人民の自由な自己組織という民主主義思想」とはやや舌足らずの表現であるが、少し言葉を補っていえば、それは「国家を人民の自由な自己組織として捉える民主主義思想」ということであり、さらにいえば、「国家を人民の自由な自己組織として捉える」ことこそが「民主主義思想の眼目」であり、「本来の意味での民主主義思想」だということになる。ところで、国家を「人民の自由な自己組織」として捉える国家観とは社会契約説的国家観にほかならない。社会契約説的国家観は、ホッブズのそれであろうと、ロックのそれであろうと、ルソーのそれであろうと、——ただしモムゼンは主権の絶対性を強調するホッブズ的な社会契約説は拒否するだろう——、国家を人民の自由な原始契約によって成ったものとするものだからである。この国家観はそもそも民主主義を自然法によって人間理性に与えられた普遍的価値として捉える自然法的民主主義の考え方と相即不離の関係にある。事実、ホッブズも、ロックも、ルソーも、近代自然法の代表的な思想家であった。

こうしてモムゼンが社会契約説的国家観（以下簡単に契約説的国家観と記す）に立ってウェーバーを批判していることは明らかであるが、それではウェーバー自身は契約説的国家観に対してどのような態度を取っていたのであろうか。

（三）ウェーバーの国家アンシュタルト論——契約説的国家観とウェーバー

答えはもちろんネガティブである。そのことは、そもそも契約説的国家観が理念的にあって自然法的民主主義および議会至上主義と相即不離の関係にあり、しかも後二者の観点をウェーバーが採らないことからして、当然であろう。だが、そう結論づけるまえにこ

の点に関するウェーバーの言説を確かめておこう。

ウェーバーは、1913年の「理解社会学の若干のカテゴリーÜber einige Kategorien der verstehenden Soziologie」（以下「カテゴリー論文」と略称）において、一般に社会形象（soziale Gebilde）が一定の制定秩序（gesetzte Ordnung）を持つ場合に、その制定秩序が「ある人間による他の人間に対する一方的な要請、それも、合理的な極限事例では明示的な要請として存在するか」、それとも「人々相互の双方向的な意思表示、それも、極限事例では明示的な意思表示として成立する」ものであるかにしたがって、大きく二つに分け、前者を「アンシュタルト Anstalt」、後者を「結社 Verein」——その「合理的理念型」は「目的結社 Zweckverein」——と命名した²¹⁾。

もう少し分かりやすくいうと、その制定秩序がいわば上から「授与 Oktroyierung」される（oktroiert）社会形象が「アンシュタルト」であり、制定秩序が成員相互の自律的な「合意」「協定」（Vereinbarung）によって成る社会形象が「結社」である²²⁾。

このウェーバーの区分に照らしていえば、国家を人々の原始的な社会契約によって成ったものとする契約説的国家観は、国家を今日の企業や学術団体、政党その他の「目的結社」と同様の「結社 Verein」として捉えるものにほかならない。だが、ウェーバーは国家を「結社」ではなく「アンシュタルト」として捉えている²³⁾。ウェーバーによれば、人々は、国家に関しては、目的結社に所属する場合は対照的に、≫自分で何もしないのに≪（»ohne sein Zutun«），もう少し正確にいうと、「本人の意思表示とは〔明示的にも默示的にも——引用者〕無関係に純粹に客観的な要件に基づいて」それに帰属し、その「人為的な合理的秩序と強制装置と」に服するのである²⁴⁾。

こうしてウェーバーは、1919-20年の「社会学の基礎概念 Grundbegriffe」（これはいわゆる『経済と社会』第五版第一部第一章に収められている）において、最終的に、国家をつぎのように定義する。「ある地域内における支配団体 Herrschaftsverband の存立とその秩序の効力 sein Bestand und die Geltung seiner Ordnungen とが行政幹部 Verwaltungsstab による物理的強制の使用および威嚇によって durch Anwendung und Androhung physischen Zwangs 永続的に保障されている限りにおいて、この支配団体は政治団体 Politischer Verband と呼ばれる。」そして「政治的なアンシュタルト経営 ein politischer Anstaltsbetrieb は、その行政幹部が秩序の実施のために für die Durchführung der Ordnungen 正統な物理的強制の独占 das Monopol legitimen physischen Zwangs を有効に要求する限りにおいて、国家 Staat と呼ばれる。」²⁵⁾

つまり、「国家」とは、その「領域 Gebiet」内に居住するすべての人間に対して、その「秩序 Ordnungen」（これは当然 gesetzte Ordnungen、「制定秩序」である）に対する原始的・事後的合意の有る無しにかかわらず、およそ法的規律の対象となる一切の行為に関して——それ以外の行為は国家の関心外にある——「秩序」＝「制定秩序」を相対的に実効的に指令しかつ強制し、その「物理的強制の正統性 legitimer physischer Zwang」をみずからに「独占 Monopol」する「政治的なアンシュタルト経営 ein politischer Anstaltsbetrieb」である、というのである。

この定義と本節（一）に掲げた1919年の『職業としての政治』における国家の定義とは基本的に同一であるが、この1919-20年の「社会学の基礎概念」における国家の規定は、国民の国家への帰属と服属とが最終的には国家によって絶対に独占された「物理的強制」によって担保されるのだが、その（国家にのみ）独占的な「正統な物理的強制 legitimer

physischer Zwang」がまさに法的で合理的な「制定秩序」を介して行われるということ、一層踏み込んで明らかにしている、といえよう。

なお、「社会学の基礎概念」においてウェーバーは、近代国家（ウェーバーにあっては、彼の定義するような国家は「近代」において完成する²⁶⁾）の「本質的特徴 ein wesentliches Merkmal」として、「その合理的な『アンシュタルト』にして持続的な『経営』としての性格 ihr rationaler “Anstalts”—und kontinuierlicher “Betriebs”—Charakter」をば、「国家の実力支配の独占的性格 Monopolcharakter der staatlichen Gewaltherrschaft」と並んで、挙示している。そのさい「合理的な」というのは、もちろん合理的な「制定秩序」を有するという意味であり、それゆえ合理的な「秩序」の制定は近代国家の二大「本質的特徴」の一つをなすのである。

だが、その「制定秩序」がいわゆる国家構成員の「合意」、その自発的な「協定 Vereinbarung」によるものではなく、構成員にとっては原理的に超越的な「授与 Oktroyierung」に基づくものであることは、繰り返すまでもないだろう。いずれにしてもウェーバーは、社会契約説的国家観には立たず、逆にそれを明確に否定しているのである。

（四）社会契約説的国家観の基本的難点——社会契約説に対するトライチュケ、イエリネクの原理的批判

ところで社会契約説批判は、ウェーバーに限らず、エルンスト・ルードルフ・フーバーによれば、フリートリヒ・クリストフ・ダールマン（1785-1860年）以来のドイツ国家学の伝統である²⁷⁾。

だが、その点で最も原理的な批判を加えたのは、ウェーバーもベルリン大学でその講義を聴講したことのあるハインリヒ・フォン・トライチュケ（1834-1896年）であった。

社会契約説の眼目は、各人が、「自然状態」においてそれぞれ自己以外のすべての人間が自己と同様に有していた自己統治権（自己自身、他者および自然に対する絶対的な主権）を第三者（一人の人格ないしは合議体）へ譲渡することを絶対の条件として、自らもまたそれを第三者に譲渡することにある。もちろん、ホッブズ、ロック、ルソーという社会契約説の三人の代表者において、「自然状態」の描き方、「自然状態」と「社会状態」（国家）との関係、構成された国家主権のあり方およびそれと国家構成員との関係の付け方などの点で、三者三様の違いがあるけれども、上に述べた社会契約の条件、その絶対的条件の設定の仕方は、三者に共通する。だから筆者はそれを社会契約説の眼目としたのである。

だとすれば、社会契約説が立つのも倒れるのも、その絶対的条件があらかじめかにして保障されるかにかかっている、といえよう。つまり、人は他人もまた必ずそうするという保障がなく、その確信を得られない限り、自らの自己統治権——それも各人が自然状態において持つ絶対的な主権である。そんな生死にかかわる大事な権利——を第三者に譲渡するという（社会）契約に入ることができないが、その保障を、すなわち他人の——自己と寸分たがわぬ——契約履行の保障を、いかに確保するかが社会契約の成否の鍵となるのである。

ところがトライチュケは、そんな鍵=保障はない、と論断する。なぜなら、「その保障は国家においてはじめて与えられる。国家なくしていかなる契約も存在しない」からであ

る。

つまりトライチュケは、各人は相手側の契約履行の保障なくして契約関係に入ることができないが、その保障は国家の強制力によってはじめて与えられる、だから、そもそも各人が国家を創設する社会契約を締結することができるためには、あらかじめ国家が存在していなくてはならぬ、というのである。

それゆえ、とトライチュケは続ける。「人がもしその拘束力によってはじめて与えられる契約を国家そのものの法源と見なすなら、それはまさに〔本来先に証明すべきことを論拠に他を論証する〕倒逆論法 *hysteronproteron* [独訳すると *Späteres als Früheres*] に陥るものにほかならない。人はそれ自身国家においてはじめて可能となるはずの契約の上に国家を築くことはできない。」と²⁸⁾。

このトライチュケの批判は、まさに社会契約説の *bottle neck* を一挙に突き崩す鋭利な批判というべきだろう。

このトライチュケの批判は、彼とは政治的志向を全く異にするゲオルク・イエリネクによってもそのまま踏襲されている。イエリネクもまた『一般国家学』において *hysteronproteron* (倒逆論法) というギリシア語を用いて社会契約説を批判しているが、それに加えて彼は、フィヒテを援用しながら、論理的に首尾一貫して考えるなら、社会契約説は国家創設理論であるどころかむしろ「国家解体理論」に帰着するという。いわく。

「契約の自然法的基礎づけの最大の欠陥は、一度なされた同意による個人の絶対的拘束を証明することができないことである。」つまり、個人が自由に契約を結ぶことができるとすれば、個人はいつでもまた契約を解除することもできるのであって、「自然法説のこの究極の論理的帰結は、…… J・G・フィヒテによって引き出された。なんぴとも自己の意思を変更するなら、その瞬間から、もはや彼は契約関係にないのである。すなわち、彼は国家に対して何らの権利をも持たず、国家もまた彼に対していかなる権利をも有しない。一人の者が国家から脱退できるなら、他の多くの者も同じように国家から脱退できる。……脱退した者たちが相互により緊密に結合し、任意の条件で新たな市民契約を結ぼうと欲するなら、彼らは、彼らがいまや立ち返っている自然法により、そのための完全な権利を持つ。——かくして新しい国家が成立する。それゆえ、結局のところ契約説は、論理的に突き詰めて考えると、国家を基礎づけるのではなく、むしろ国家を解体する理論である。」と²⁹⁾。

これは社会契約説の意図する国家の純論理内在的正統化、つまりウェーバー的にいえば、国家を構成員の任意の「合意」ないし「協定」(*Vereinbarung*) にもとづく「結社」(*Verein*) として構想しようとするところからする当然の帰結であろう。人は任意の「合意」に基づいて「結社」を作る自由を持つとすれば、その「合意」を任意に取り消すことができ、また別の「合意」に基づいて別の「結社」を結成する自由を持つ。

トライチュケが社会契約説のいわば「入口」に潜む根本的難点——そもそも入口に入れない——を剔抉したとすれば、イエリネクはそれに加えて契約解消の無限の連鎖という社会契約説のいわば「出口」に開かれている根本的難点をえぐり出したのである。

ウェーバー自身は社会契約説に対するこうした批判をそのものとして行ってはいない。しかし彼は学生時代にベルリン大学でトライチュケの講義を(批判的ながら)聴講していたし、イエリネクとはハイデルベルク大学の同僚としてとくに親交があったから、ウェー

バーがこの二人の社会契約説に対する原理的批判を踏まえていることは確かだろう。いずれにせよウェーバーは国家を（Vereinの対立概念たる）Anstaltとしているのであるから、すくなくともその態度によって社会契約説的国家観を否定しているのである。

ちなみに、イェリネクは、やはり『一般国家学』において、国家を「自己に内在する始源的で法的には他のいかなる力にも由来することのない力によって支配する唯一の団体」だとし、「始源的な支配力を付与された定住する人間の団体統一体」と定義しているが³⁰⁾、この定義はウェーバーのアンシュタルトとしての国家の定義とオーヴァラップするものといえよう。

【三】 ウェーバーの国家成立論理解のための若干の前提

（一） ウェーバーの国家成立論の基底としての「政治ゲマインシャフト」論

こうしてウェーバーがドイツ国家学の伝統にしたがい、契約説的国家観を否定していることが明らかなのであるが、それでは彼はおよそ国家なるものの成立を原理的にどのように考えているのであろうか。というのも、社会契約説は、それがいかなる難点を含むとしても、それはそれで、とにかくにも国家の成立を原理的に説明するものであるが、もし人が契約説的国家観を採らないとすれば、それでは彼は国家の成立を原理的にどのように説明するかという問いが当然向けられるだろうからである。

ところで、ウェーバーは、合理的な制定秩序とその秩序への物理的強制の専一的独占とを二大本質的特徴とするアンシュタルトとしての国家——これが彼の国家の定義である——をば、すでに見たように、近代的な発展の所産と見なしていた。つまり、彼にあっては、国家とはすなわち近代国家である。したがって彼が国家の成立を原理的にどのように考えているかという問いは、近代国家の成立を彼が原理的にどのように考えているかの問いに帰着する。

ところがウェーバーは近代国家の原理論的説明をそのものとしては残していない。そうした原理論的説明がなされるとすれば、彼の著作群のなかでは、いわゆる「経済と社会」においてであろうが、彼は現行ヨハネス・ヴィンケルマン編『経済と社会』第五版でいえば第二部第九章「支配の社会学」第七節「非正統的支配」（「都市の類型学」）のあと第八節として「近代国家の発展」を書く予定であったけれども、それは果さずに終わった。

しかし、ウェーバーにおいて、彼の定義するような国家が近代においてはじめて完成することは確かだとしても、その過程は永い発展の所産であって、歴史的にそれに先行する——『職業としての政治』の表現を用いて言えば——「政治的団体 politischer Verband」なるものは存在する³¹⁾。そうした、永い歴史的道程をへて近代国家に繋がって行くような「政治的団体」はいかなる基本的特徴を持ち、いかにして形成されたものであろうか。もしウェーバーがその点に関し何らかの原理論的な説明を与えているとすれば、厳密な意味での国家（近代国家）の成立ではないにせよ、やはりそれに繋がる〈国家的なもの〉の成立をウェーバーが原理的にどのように考えたかを窺い知ることはできるだろう。そしてウェーバーが近代国家成立の原理的説明をそのものとしては仕残している以上、われわれとしてはさしあたりそれで満足するほかはないだろう。

ところがウェーバーはそうした近代国家に先行する「政治的団体」、〈国家的なもの〉の

特徴とその成立とに関する原理論的説明を、やはり現行ヴァンケルマン編『経済と社会』第五版第二部第八章「政治ゲマインシャフテン Politische Gemeinschaften」で行っているのである。もちろん、ここにいう「政治ゲマインシャフテン」とは「政治ゲマインシャフト」の複数形である。

(二) いわゆる「経済と社会」の編纂問題

だが、この「政治ゲマインシャフテン」とか「政治ゲマインシャフト」とかいはれる場合の「ゲマインシャフト」とは何であろうか。それはあのテニエスの有名な『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』というゲマインシャフトと同義であろうか。

結論的にいえば、その答えは否である。だが、厄介なことに、同じ『経済と社会』第五版第一部第一章「社会学の基礎概念」においてウェーバーが「フェアゲマインシャフトウंक Vergemeinschaftung」（ゲマインシャフト形成ないしゲマインシャフト関係、共同社会関係）と「フェアゲゼルシャフトウंक Vergesellschaftung」（ゲゼルシャフト形成ないしゲゼルシャフト関係、利益社会関係）とを論じている場合には、そのウェーバーの用語法はテニエス「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」の用語法にかなり接近する。テニエスはその著書のなかで「ゲマインシャフト」をば家族にその典型を見いだすような「信頼にみちた親密な水入らずの共同生活」、「実在的有機的な生命体」、他方、「ゲゼルシャフト」を商事会社や株式会社にその典型を見いだすような「相互に独立した人々の単なる併存」、「観念的機械的な形成物」、「機械的な集合体・人工物」と規定しているが³²⁾、ウェーバーも、上記『経済と社会』第一部第一章「社会学の基礎概念」においては、「フェアゲマインシャフトウंक」を「関与者の主観的な共属感情（感情的ないし伝統的な）に根ざす auf subjektiv gefühlter (affektuellem oder traditionalem) Zusammengehörigkeit der Beteiligten beruht）」社会関係と定義し、他方、「フェアゲゼルシャフトウंक」を「合理的（価値合理的ないし目的合理的）な動機による利害の均衡や、同じ動機による利害の一致に立脚する auf rational (wert- oder zweckrational) motiviertem Interessenausgleich oder auf ebenso motivierter Interessenverbindung beruht」社会関係と定義しているからである³³⁾。

つまり、『経済と社会』第一部第一章「社会学の基礎概念」では「フェアゲマインシャフトウंक」と「フェアゲゼルシャフトウंक」とはテニエスの「ゲマインシャフト」と「ゲゼルシャフト」とほぼ同様の意味で用いられ、したがってまた（同一平面で）対置される社会関係であるが、しかし、『経済と社会』第二部第八章では「フェアゲマインシャフトウंक」と「フェアゲゼルシャフトウंक」とは（同一平面で）対置される関係にはなく、「フェアゲマインシャフトウंक」は「フェアゲゼルシャフトウंक」を特例として含むその上位概念として用いられており、したがってまた「共同社会関係」や「共同体」の含意がまったくなく、むしろ「社会関係」一般を指しているのである。そしてこの用語法の特徴は、上記第八章に限らず『経済と社会』第二部全体をつらぬいている。この点は、折原浩が『マックス・ウェーバー基礎研究序説』（未来社、1988年）をはじめ、『ヴェーバー『経済と社会』の再構成 トルソの頭』（東京大学出版会、1996年）、『『経済と社会』再構成論の新展開——ヴェーバー研究の非神話化と『全集』版のゆくえ』（未来社、2000年、ヴォルフガング・シュルプターとの共著）などの一連の著作において、詳しく立証したところである³⁴⁾。

ちなみに、この『経済と社会』第二部に登場し「社会関係一般」を指す「フェアゲマインシャフトウング」、その類語である「ゲマインシャフト行為 Gemeinschaftshandeln」は、第一部第一章の「社会学の基礎概念」においては「社会的行為 soziales Handeln」と呼び替えられる³⁵⁾。ということとはつまり——これまで述べたことを総括していうことになるが——現行『経済と社会』第一部第一章の「社会学の基礎概念」は第二部の諸章を読むさいの「基礎概念」ではない、第一部の「社会学の基礎概念」で展開された諸範疇では第二部を読めない、いやむしろ読み誤る、ということにほかならず、さらにいえば、現行『経済と社会』の第一部は「社会学の範疇理論 Soziologische Kategorienlehre」と銘打たれ、第二部を理解するための基礎理論として頭置されているけれども、実はその第一部は第二部を読むための「頭」ではない、ということである。

では一体どうしてこのような厄介なことになっているのか。それはまさに現行第一版から第五版にいたる『経済と社会』の誤った編集の仕方に起因する。この点も先ほどの問題との関連で折原浩によって疑問の余地なく立証されたところであるが、いま当面必要な限りにおいてその間の事情をかいつまんで説明すると、以下のとおりである。

現行の『経済と社会』第一—第五版は、周知のようにウェーバーが生前に仕上げてみずから刊行した著書ではない。それは、1905年頃からJ・C・B・モール社のパウル・ジーベックが新しい『政治経済学ハンドブック』として企画し始めた『社会経済学綱要 Grundriss der Sozialökonomik』³⁶⁾の第一編「経済の基礎」第三部「C 経済と社会」のIとして、ウェーバーが「経済と社会的諸秩序ならびに諸勢力 Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte」と題して1910年から1914年にかけて執筆した「草稿」（「戦前草稿」）と、第一次大戦後1919年から20年にかけてそのごく一部に関して彼の行った「改訂稿」とを元に、初版から第三版まではウェーバー夫人のマリアンネ・ウェーバーが、第四・第五版はヨハネス・ヴィンケルマンが、一書に編み、ウェーバーの主著として刊行したものである。この編者の交代、改版によって現行『経済と社会』には当然版による異同が存在するが、ここで留意すべき根本的な問題は、マリアンネ・ウェーバーもヨハネス・ヴィンケルマンも、両者とも、第一次大戦後の「改訂稿」を「第一部」とし、「戦前草稿」を編別構成のうえで——したがって序列的に——それに後続する諸編として（マリアンネの場合には「第二・第三部」として、ヴィンケルマンにおいては「第二部」として）位置づけたことにある。

マリアンネ・ウェーバーは、その戦後「改訂稿」たる「第一部」を「概念を構成する『抽象社会学』」、戦前草稿たる「第二・第三部」を「その概念を歴史的対象に適用する『具体社会学』」との体系的位置づけを行い、ヴィンケルマンはさらにその位置づけを「現著者自身の構想」と主張した。つまり両者は、「第一部」とくにその第一章「社会学の基礎概念」を『経済と社会』全体の概念的導入部たる「頭」と見なし、後続の「第二・第三部」ないし「第二部」はその用語法に依拠して読解されるべきものと考えたのである³⁷⁾。

だが、この両者の「体系的位置づけ」は誤りである。そもそもウェーバーが第一次大戦後、彼の旧稿＝「戦前草稿」の改訂に取りかかったとき、彼はその全面的な改訂を企てたのであって、しかし改訂作業は1920年の彼の死によってその一部が陽の目を見たに止まるのである³⁸⁾。つまりいわゆる「経済と社会」の戦後「改訂稿」と「戦前草稿」とは、後世のわれわれにとっては、同じ著者の——そしてその改訂の企図とその部分的実現とは

十分留意せねばならぬとしても——いわば時期を異にして並行する、しかし長短のある、それぞれ独立の著作群として残されているのである。事実、マリアンネ・ウェーバーやヨハネス・ヴィンケルマンの指示に従って、戦後「改訂稿」を「概念的導入部」＝「頭」として「戦前草稿」を読もうとしても、折原が一連の著作で詳しく論証しているように、上記のような事柄を一典型事例とする様々な困難にぶつかる。だから、「改訂稿」と「戦前草稿」とは「第一部」→「第二部」（あるいは「第二・第三部」）の序列をなすものではなく、さしあたりは時間的に前後し並行して走る別個の著作群として取り扱われなくてはならないのである。

もちろん両者が無関係であるというのではない。それはそもそも原著者の「改訂」の企図からしてありえないことである。だが、「改訂稿」を「頭」に置くことによって「戦前草稿」を読解できないとすれば、後世のわれわれにとっては、これまで「経済と社会」と呼ばれてきたウェーバーの著作群の本体部分をなす「戦前草稿」は、「戦前草稿」そのものとして独自に読み解かれなければならない。その読解を前提としてはじめて、ウェーバーがその旧稿をどのように、またどこまで改訂しようとしたのかが明らかとなり、したがってまた「改訂稿」の読解もまた十全になされうる。

こうしてマリアンネ・ウェーバーやヨハネス・ヴィンケルマンの「経済と社会」二部構成論は誤った神話であることが明らかとなり、「経済と社会」読解の先決ないし根本課題は「戦前草稿」のそれ自体としての読解であることが明らかとなったが、それでは「戦前草稿」をそれ自体として読み解くさいにその導きの糸を与えてくれる「概念的導入部」、「頭」のようなものは存在するか。

存在する。ウェーバーが1913年『ロゴス』誌に発表した「理解社会学の若干のカテゴリーについて」なる論稿がまさにそれ、「戦前草稿」を読み解くための概念的導入部＝頭、である。この点も、実は、先述の「経済と社会」二部構成論批判との関連で折原浩が詳しく考証したところであるが³⁹⁾、ウェーバー自身、「カテゴリー論文」の最初の脚注に、以下のように書き記していることからして、この折原の考証は十分首肯されることができよう。「本論文の第二の部分はいくらか以前にすでに書かれていた論稿の断片である。この論稿は、実際の事象にかかわる諸研究の、なかんづく、まもなく出版の運びとなるはずである叢書中の一卷（経済と社会 [そのウェーバーの担当部分たる「経済と社会的諸秩序ならびに諸勢力」、つまり「戦前草稿」]）の方法的な基礎づけにするつもりのものであって、この論稿の他の部分は、おそらく別の機会に適宜出版されることになろう。」⁴⁰⁾

なお、ウェーバーはここで「カテゴリー論文」を「第一の部分」と「第二の部分」とに分けているが、前者は同論文の前半部分（第一―第三章）、後者はその後半部分（第四―第七章）に該当する⁴¹⁾。そしてウェーバーは上記の箇所「戦前草稿」の「頭」になるものとして「カテゴリー論文」の「第二の部分」を特に挙げているのであるが、いうまでもなくその「第一の部分」は「第二の部分」の前置き、前提として書かれているのであるから、この「カテゴリー論文」の全体が「戦前草稿」の「頭」＝「概念的導入部」なのである⁴²⁾。ちなみに、ここでウェーバーが「まもなく出版の運びとなるはず」とした「叢書中の一卷」つまり「戦前草稿」は、1914年8月の第一次大戦勃発により、刊行されなかった。そこでウェーバーはドイツの第一次大戦敗北後、この人類未曾有の総力戦という凄まじい経験を踏まえて、「戦前草稿」の根本的な改作に取りかかるのである。

ところで、こうして「戦前草稿」の「頭」なるものはあり、「カテゴリー論文」がそれに該当することが折原浩によって明らかにされたのであるが、その点は現在ドイツで刊行中の『マックス・ウェーバー全集』の編纂に反映されているのであろうか。答えは否である。現在『マックス・ウェーバー全集』はその第Ⅰ部第22巻を五分冊に分けて「戦前草稿」該当草稿群の刊行に当て（第一「諸ゲマインシャフト」、第二「宗教ゲマインシャフト」、第三「法」、第四「支配」、第五「都市」）、そのうち第五分巻「都市」（1999年）、第一分巻「諸ゲマインシャフト」（2001年）および第二分巻「宗教ゲマインシャフト」（2001年）がすでに刊行されている。その編集刊行にあたっては、そもそも「戦前草稿」がまとまった一全体をなすのか、なすとすればその構成はいかなるものであるのか、またその全体を整合的に読み通すための概念的導入部＝頭は存在するのか、存在するとすればそれは何か、といった肝心要の問題には何ら答えられることなく、だが事実上はそうした問題に対して否定的な回答を与える形で、上記の分冊刊行が進行している⁴³⁾。この編集方針をめぐっては当然折原浩による異論があり、そこで当該編集に指導的役割を果たしたヴォルフガング・J・モムゼンと折原浩、それからヴォルフガング・シュルプターの三者のあいだで「戦前草稿」の編纂問題と編纂戦略とをめぐる激しい論争が交わされている⁴⁴⁾。

だが、この『マックス・ウェーバー全集』Ⅰ/22（『経済と社会』「旧稿」）編纂の問題はウェーバー研究全体にとって極めて重要な問題ではあるが、本稿の限定的な主題の追究と直接かかわるわけではないので、その問題点についてはさしあたり上記折原論文およびシュルプター・折原共著書（『『経済と社会』再構成論の新展開』）を参照願うこととし、この辺でわれわれは本題に立ち返ることとしよう。

われわれの本題とは、いうまでもなくウェーバーは一体国家的なものの成立を原理的にどのように考えていたか、ということである。彼はその問題に関する手がかりを現行第五版『経済と社会』第二部第八章「政治ゲマインシャフテン」で与えているのであるが、そのテキストを正しく読むためには一定の手続きが必要であり、その手続きをふむために、やむなくいわゆる「経済と社会」なるテキストの構成・編集の問題に立ち入らざるを得なかった。その結果、われわれの得た結論は、その「政治ゲマインシャフテン」のテキストは、現行『経済と社会』の編集者（マリアンネ・ウェーバーおよびヨハネス・ヴィンケルマン）の指示に従ってその第一部とくに第一章「社会学の基礎概念」の範疇展開を前提として読むのではなく——それでは読めない——、1913年の「カテゴリー論文」で展開されている諸範疇を導きの糸として読むべきである、ということであった⁴⁵⁾。われわれにとっては今のところこの結論を得るだけで十分であり、これ以上「経済と社会」編纂問題に立ち入る必要はないだろう。

【四】結社とアンシュタルト——「カテゴリー論文」の若干の基礎範疇

それでは、「政治ゲマインシャフト」とは何であり、ウェーバーはその成立をどう考えているか。

だが、それに関するウェーバーの所説を見るまえに、「カテゴリー論文」で展開されている若干の基礎的なカテゴリーについて手短かに説明しておかなければならない。ウェーバーの「政治ゲマインシャフト」の説明はそのカテゴリーを踏まえてなされているからで

ある。

(一) 「行為」

ウェーバーの場合、いかなる社会形象も、それ自体として存立する「実体」としてではなく、まずは諸個人の「行為」が織り成す「関係」として捉えられる。その「行為 Handeln」というのは、人間の単なる挙動としての「行動 Verhalten」を指すのではなく、人間の行動のうち当該諸個人の「主観的に思われた意味」によって規定され (durch irgendeinen gemeinten subjektiven Sinn spezifiziert), その「解明によって理解されうる」 (durch Deutung verständlich) ものを指す⁴⁶⁾。

(二) ゲマインシャフト行為

そうした人間の「行為」のうち、あらゆる社会関係形成の出発点となる最も基礎的で一般的な「行為」が「ゲマインシャフト行為 Gemeinschaftshandeln」である。「ゲマインシャフト行為」とは、ウェーバーの定義によれば、「当人の主観において他の人間の行動へと意味の上で関係づけられた subjektiv sinnhaft auf das Verhalten anderer Menschen bezogen wird」人間の行為である⁴⁷⁾。たとえば、車に乗った二人が思わず衝突してしまったような場合には、二人の「行動 Verhalten」は「ゲマインシャフト行為」ではない。しかし、彼らがあらかじめ衝突を避けようと試みていたり、あるいは衝突のあとになってから「喧嘩」をしたり、また「示談」を成立させようと「交渉」したりする場合には、彼らの行動は「ゲマインシャフト行為」と呼んでよい⁴⁸⁾。

この単純な例にも見られるように、「ゲマインシャフト行為」は人間相互の「対立」や「闘争」のモメントを排除せず、これらをうちに含むものである。それゆえ、この「カテゴリー論文」およびそれを「頭」とする「経済と社会」戦前草稿 (現行『経済と社会』第五版の第二部) 段階においては、「ゲマインシャフト行為」は、テニエスのゲマインシャフト概念やウェーバーでも第一次大戦後の「社会学の基礎概念」 (現行『経済と社会』第五版第一部第一章) に見えるゲマインシャフト関係の概念から想像されるような、成員の親密な共属意識や相互扶助・連帯を特徴とする「共同体的」ないし「共同社会的」行為のみを指すのではなく、「その主観において他人の行動へと意味の上で関係づけられた」人間の行為一般を指し、だからまた最も広い意味での「社会的」行為一般を指すのである。実際、第一次大戦後の「社会学の基礎概念」では、この「ゲマインシャフト行為」は「社会的行為 soziales Handeln」の概念によって置き換えられる⁴⁹⁾。

この、人が「その主観において他人の行動へと意味の上で関係づける」行為としての「ゲマインシャフト行為」は、当然、他人が当該の場合にどのような行動を取るかを予想し (erwarten), その「予想 Erwartung」に照らして自己自身の行為がいかなる成果を生み結果をもたらすか、その「可能性 Chance」を「主観的に見積もり」ながらなされるはずであるが⁵⁰⁾、この「予想」や主観的な「可能性」判断が「客観的」にも妥当である、すくなくともその蓋然性が高いと、これまた主観的に予想される場合に (「客観的可能性判断 objektives Möglichkeitsurteil」)⁵¹⁾、その「ゲマインシャフト行為」の起動力は強くなり、またその行為に関して所期の効果を生む蓋然性も概して高くなる。

(三) ゲゼルシャフト関係とゲゼルシャフト行為

(1) 「制定秩序」なる準拠視点の登場

さて、そうした「客観的可能性判断」は、関与者のあいだで何らかの「制定秩序 *eine gesatzte Ordnung*」がある場合には、関与者各人の主観において一層確実なものと思なされうる。その場合、関与者各人が踏み込む「ゲマインシャフト行為」は、行為者の「主観において意味をもって何らかの制定秩序に『準拠して』なされる *subjektiv sinnhaft an einer gesetzten Ordnung* »orientiert« 行為であって、ウェーバーはそれを「ゲゼルシャフト関係行為 *vergesellschaftetes Handeln*」ないし「ゲゼルシャフト行為 *Gesellschaftshandeln*」と呼ぶ⁵²⁾。

(2) 制定秩序の制定の類型による相違——「結社」と「アンシュタルト」

そのさい、その「秩序」は、関与者相互の「双方向的な意思表示 *beiderseitige Erklärung*」つまり「協定 *Vereinbarung*」にもとづいて「制定」されてもよいし、ある人間の他の人間に対する「一方的な要請 *einseitige Aufforderung*」つまり「授与」・「指令」(*Oktroyierung*)によって「制定」されてもよい⁵³⁾。前者の場合に形成される「ゲゼルシャフト関係 *Vergesellschaftung*」が一時的 (*ephemer*) なものから持続的 (*perennierend*) なものへいたる「目的結社 *Zweckverein*」であり⁵⁴⁾、後者の場合に形成される「ゲゼルシャフト関係」が「アンシュタルト *Anstalt*」である⁵⁵⁾。

(3) ゲゼルシャフト関係の *vorläufig* な合理的理念型としての「目的結社」

ウェーバーは、「ゲゼルシャフト関係の合理的な理念型は、われわれにとってはさしあたり、『目的結社』である *Rationaler Idealtypus der Vergesellschaftung ist uns vorläufig* »Zweckverein« としているが⁵⁶⁾、これは、「目的結社」なるものが、「ゲゼルシャフト行為の内容と手段についての、すべての関与者によって目的合理的に協定された秩序をとまなう、ゲゼルシャフト行為」であり⁵⁷⁾、それゆえ各関与者は他の関与者も——その者自身自発的にその協定に目的合理的に関与しているのであるから——「近似的、平均的」に見て「当該の協定に従いつつ行動するだろう」ことをある程度「確信をもって」「当てにする」ことができ、しかもその「目的結社」において協定不履行者に対する「物理的・心理的強制 *physischer oder psychischer Zwang*」の「装置 *Zwangsapparat*」が備わっており——「目的結社」が持続的に機能するためにはそうした「強制装置」の存在は不可欠である——、各関与者がその強制力行使の「可能性 *Chance*」を十分見込むことができる場合には、各関与者は一層の主観的確信をもって当初の予想を立てることができ、またその予想が裏切られない「客観的蓋然性」も一層高まるからであり⁵⁸⁾、だからまたその「ゲマインシャフト行為」の「解明的理解 *deutendes Verstehen*」もより透明（合理的）になされうるからであろう。

(4) 重要な留保

だが、ウェーバーはここで目的結社をゲゼルシャフト行為の「さしあたり *vorläufig*」の合理的理念型としているのであって、「目的結社」即ち「ゲゼルシャフト行為の合理的理念型」としている——つまり「目的結社」を一義的に「ゲゼルシャフト行為の合理的理念型」としている——わけでないことに注意しなければならない。*vorläufig* という限定語は当然「のちに論及されるべき *später zu erörternd*」⁵⁹⁾「極めて重要なゲゼルシャフト関係の形態 *sehr wichtige Vergesellschaftungsformen*」⁶⁰⁾を予想させるものである。これが「アンシュ

タルト」にほかならない。つまり、「ゲゼルシャフト行為」には「目的結社」と「アンシュタルト」との二種類の「合理的理念型」があるということであり、これはその「ゲゼルシャフト行為」が準拠する「制定秩序」が「協定」にもとづくものと「授与」ないし「指令」にもとづくものと二種類あるという、さきほどのウェーバーの定義からして当然だろう。ただ、アンシュタルトの内容は、すぐのちに予定されている「諒解」や「諒解行為」の範疇展開を俟って説明されるのが妥当であるから（後述）、「ゲゼルシャフト行為」を理念的に説明するさいには、さしあたり (vorläufig), その解明的理解度の透明性のより高い「目的結社」に照準が合わされたのであろう。逆にいえば、それだけ（「国家」のような）「アンシュタルト」はその説明が一筋縄では行かない——各関与者にとってはそれだけ超越的で「不満」の多い——むずかしい「ゲゼルシャフト関係」なのである。「目的結社」であれば、各関与者は「不満」が募ればぎりぎりのところその「ゲゼルシャフト行為」をやめればよい、つまりその「目的結社」から抜け出せばよいわけである。ということは、「目的結社」はそれだけわれわれにとって透明に理解しやすい、その意味ではより「合理的」だとはいえる、ということである。だが、もともと透明には理解しにくく、その解明が一筋縄では行かないものを、透明な形で説明してみても——契約説的国家観、国家 = Verein 説がそうであるように——、ことは始まらない。それが「国家」という「アンシュタルト」の現実 (reality) である。

(四) 「諒解」

(1) 「かのように」の経過

さて、「ゲマインシャフト行為」のなかには、そこに「目的合理的に協定された秩序 eine zweckrational vereinbarte Ordnung」が存在するわけではないにもかかわらず、効果としては「あたかもそれが存在するかのように als ob 経過」し、また関与者各人がそのさい己の行為を意味づけるその意味づけ方によっても、そうした、あたかも目的合理的に制定された秩序が存在するかのような、特有の効果をもたらされる (bei welchen dieser spezifische Effekt durch die Art der Sinnbezogenheit des Handelns der Einzelnen mitbestimmt ist) といった、一種独特の「ゲマインシャフト行為の複合体 Komplexe von Gemeinschaftshandeln」が存在する⁶¹⁾。たとえば共通の貨幣使用に媒介される「市場ゲマインシャフト Marktgemeinschaft」や共通の言語を使用する「言語ゲマインシャフト Sprachgemeinschaft」がその例である⁶²⁾。

(2) 「市場ゲマインシャフト」

貨幣による目的合理的交換は、直接の交換相手のみならず、およそ当該行為の関与者となりうるすべての人々がその貨幣を使用し、同様の交換行為に従事するであろうとの「予想 Erwartung」と「諒解 Einverständnis」とのもとになされる⁶³⁾。そのさい、その可能な関与者のあいだに彼らの準拠すべき財需要充足のあり方に関する制定秩序があるわけではなく、むしろ逆にそうした制定秩序——それは一種の『共同経済的』秩序 »gemeinwirtschaftliche« Ordnung」であろうが——が「すくなくとも相対的に欠如している」ことこそが、まさに貨幣使用の前提をなしているのである⁶⁴⁾。

(3) 「言語ゲマインシャフト」

「言語ゲマインシャフト」は、自己の発話の意味内容が相手にも即座に理解してもらえ

るとの「予想 Erwartung」と「諒解 Einverständnis」とのもとになされる諸個人の無数の言語的な「ゲマインシャフト行為」の織り成す「ゲマインシャフト行為の複合体」である。そこでは「多数の人間のあいだで特定の外的に似通ったシンボルが意味上似通って大量に使用されることにより、ともかくも近似的には、発話者が『あたかも』自分の行動を協定された文法規則に合目的的に準拠させている『かのように』経過する」のである⁶⁵⁾。

(4) 「諒解行為」

ここに「諒解」によって成り立つ「ゲマインシャフト行為」のあることが知られるのであるが、その「諒解」とは、人が他の人々の行動について予想を立て、それに準拠して行為すれば、当事者のあいだに何ら協定が存在しないにもかかわらず、他の人々もまた、かの人の予想を自分の行動にとって意味上「妥当なもの」として実際に取り扱うだろうとの客観的蓋然性が存在しているがゆえに、かの人の予想の成就する「可能性」が「経験的に妥当している」、という事態である⁶⁶⁾。そうした『「諒解」の可能性への準拠に制約された』形でなされる、またその限りにおける「ゲマインシャフト行為の総体 Inbegriff von Gemeinschaftshandeln」を、ウェーバーは「諒解行為 Einverständnishandeln」と呼ぶ⁶⁷⁾。

(五) アンシュタルトと団体

(1) 基底的事実としての人間の「諒解ゲマインシャフト」への編入

ところで、人間の「ゲマインシャフト行為」を総体として眺めると、そのなかで、行為者の主観的に思われた意味に関しても、その行為の経過に関しても、解明的理解にさいして最も透明性の高い——その意味で「合理的」な——ものが、とりわけ「目的結社」型の「ゲゼルシャフト行為」であることは、明らかである。しかし「目的結社」型の「ゲゼルシャフト行為」は、歴史的に見ても空間的に見ても、人間の「ゲマインシャフト行為」の総体のなかでは、——意味上どれほど重要であろうと——そのごく一部、ごく少数の局面をなすに過ぎない。

人間の「ゲマインシャフト行為」の圧倒的部分・局面は、単なる「模倣行為」や「群集に制約された行為」⁶⁸⁾を別にすれば、「諒解行為」であり、だからまた社会形象の大部分は歴史的空間的に「諒解ゲマインシャフト」である。人はたしかに自発的かつ目的合理的に他人と協定を結んで結社を作り、その意味における「ゲゼルシャフト関係」に入り、それに重要な意義を付与することがあるけれども、そのLebenの圧倒的的局面において、家や言語ゲマインシャフト、教会（とくに中世のヨーロッパにおいては）、国家といったさまざまな種類・レヴェルの「諒解ゲマインシャフト」へ、「自分では何もしないのに ohne sein Zutun」、いわば「産み落とされ hineingeboren」「教え込まれる hineinerzogen」のである⁶⁹⁾。

(2) 「諒解ゲマインシャフト」の三類型

この「諒解ゲマインシャフト」は、ウェーバーの場合、その編入様式に着目して、以下の三種類に分類される⁷⁰⁾。

1. 編入様式に特別の限定のない、「無定形の諒解行為 amorphes Einverständnishandeln」に立脚する、無定形の諒解ゲマインシャフト。たとえば言語ゲマインシャフトがそれである⁷¹⁾。

2. 「合理的に人為的な制定律 rational durch den Menschen geschaffene Satzungen」とそれに関与者に実効的に強制しうる「強制装置 Zwangsapparat」とをそなえ、「特定の人々から

の出自」あるいは「特定の地域内での出生」といった「一定の客観的要件」に該当する個人をすべて編入する「アンシュタルト」。国家と厳密な意味でのキリスト「教会」⁷²⁾。

3. 「合理的な制定律」と「強制装置」とを欠くが、そのつど「特定の権力保有者 *jeweils bestimmter Gewalthaber*」が「諒解によって効力を持つ秩序 *einverständnismässig wirksame Ordnungen*」を「特定の諒解に即して団体に編入された成員の行為に対して für das Handeln der einverständnismässig zum Verband gerechneten Beteiligten」発令し、諒解違反者に対しては物理的ないし心理的強制を行使する用意のある「団体 *Verband*」。その純粹な類型は、『家長』を権力保有者とする原生的な『家ゲマインシャフト』、『君主 *Fürst* を権力保有者とする合理的制定律を欠いた『家産制的』政治形成体 *»patrimoniales«* politisches Gebilde』、『権力保有者たる『預言者』と『使徒たち』とのゲマインシャフト』などである⁷³⁾。

(3) 「アンシュタルト」と「団体」との関係

ここで「アンシュタルト」と「団体」との関係が問題となるが、「団体」は「通常」「アンシュタルト」に先行している。「『アンシュタルト行為』は『団体行為』の合理的に秩序づけられた部分であり、アンシュタルトは部分的に合理的に秩序づけられた団体」である⁷⁴⁾。「アンシュタルト」と「団体」との関係は、「合理的な協定に準拠したゲゼルシャフト行為と諒解行為との関係に対応」する⁷⁵⁾。「団体」を特徴づける「諒解行為」が「制定律によってますます包括的かつ目的合理的に秩序づけられる」⁷⁶⁾ことによって、「アンシュタルト」が成立する。

こうしてウェーバーが「アンシュタルト」を「目的結社」とともに「ゲゼルシャフト関係」としながら、なぜ「諒解」範疇の展開のあとに「アンシュタルト」の説明をもってきたかが、了解されるであろう。実際、「アンシュタルト」においては、「団体」とは異なり、「合理的な制定律」が存在するにもかかわらず、圧倒的多数のアンシュタルト構成員にとっては、その制定秩序は「諒解」の形で「経験的妥当性 *empirische Geltung*」を持つのである⁷⁷⁾。これは、ふつう国家の法律に対する平均的な国民の態度を考えれば、よく分かるだろう。この点からしても、「アンシュタルト」の理解のためには「諒解」「諒解行為」の理解が不可欠なのである。

(六) アンシュタルトと目的結社

(1) 目的結社における「諒解」範疇の重要性

だが、ある社会形象の制定秩序が平均的な構成員にとって「経験的に妥当する」のが通常「諒解」によってであるという秩序妥当の経験的構造は、じつは「アンシュタルト」だけではなく、大抵の「目的結社」においても通有のものである。

そもそも「諒解」範疇が重要な意味を持つのは、「アンシュタルト」の場合だけでなく、「目的結社」においても然りである。

1) 「合理的目的の範囲」を超える場合

ウェーバーは「ほとんどあらゆるゲゼルシャフト関係から、その合理的な目的の範囲を超える……諒解行為がゲゼルシャフト関係にある人々のあいだに生ずることもよくある。九柱戯クラブはどれでも、メンバー相互の行動について『慣習律的な』帰結をもたらす。つまり、ゲゼルシャフト関係の枠外にあって『諒解』に準拠してなされるようなゲマイン

シャフト行為を作り出すのである」と述べており⁷⁸⁾、この点はよく注目されるところである。

2) 「合理的目的の範囲」内の「ゲゼルシャフト関係」そのものにおける「諒解行為」の重要性

しかし、——以下の点に注目したウェーバー研究者はきわめて数すくない——、「目的結社」において『諒解』に準拠してなされるゲマインシャフト行為が重要な意味を持つのは、「その合理的目的の範囲を超える」場合だけではない。まさにその「合理的な目的の範囲」内の「ゲゼルシャフト関係」においても、実際には、「アンシュタルト」と同様に、「目的結社」にあっても、「諒解行為」はその「ゲゼルシャフト関係」形成にさいして重要な意義を持つ。ウェーバーのつぎの極めて重要な指摘はそのことを端的に示すものにほかならない。

1. 秩序の制定＝「協定」にさいして

「アンシュタルトの場合であろうと結社の場合であろうと、そのすべての制定律の圧倒的多数は *Die ganz überwältigende Mehrzahl aller Satzungen sowohl von Anstalten wie von Vereinen*, 起原の点からいえば、協定されるのではなく授与されたものである *nicht vereinbart, sondern oktroyiert*。つまり、何らかの理由から実際にゲマインシャフト行為に対して自分の意思どおりに影響を与えることのできた人間または人間集団が、『諒解予想』*»Einverständnis»*にもとづいて制定律をゲマインシャフト行為に課するのである。⁷⁹⁾

*sowohl……wie……*とわざわざウェーバーが強調している点に注目されたい。「目的結社」はモデルとしてはたしかに関与者相互の「協定」「合意」にもとづく制定秩序を有する「ゲゼルシャフト関係」だが、しかしその秩序の実際の制定は、「関与者」のうちイニシアティブをとることのできたまた他の関与者にたいする影響力をも有する個人もしくはグループが、他の関与者たちの「諒解予想」を当てにしてなされることが圧倒的に多い、というのである。ここに、「目的結社」であろうと「アンシュタルト」であろうと、あらゆる社会形象における「指導」、端的には「政治指導」というものの役割がいかに大きいかを窺われ、ウェーバーが「政治」の領域において「政治指導」の意義と「政治指導」を保障するシステム形成の問題とに並々ならぬ関心を寄せた理由が、納得されようというものである。

2. 制定秩序の「経験的妥当」にさいして

さらに、「諒解」は「目的結社」における制定秩序の実際の経験的妥当においても有力な役割を果す。この点についても、ウェーバーは「アンシュタルト」と「目的結社」とを一括して述べているが、以下のウェーバーの記述は、「目的結社」が持続的な社会形象となる場合には、とくに当てはまるだろう。

アンシュタルトの場合であろうと、結社の場合であろうと、その「ゲゼルシャフト関係」の「ほかならぬ合理的秩序の経験的『妥当』*empirische »Geltung«* は、[関与者大衆にとって、] それ自体、また主として、習慣となったもの・馴れ親しんだもの・教え込まれたもの・いつも繰り返されるものには順応するという、諒解のうえに *auf dem Einverständnis der Fügsamkeit in das Gewohnte, Eingelebte, Anerzogene, immer sich Wiederholende* 成立しているのである⁸⁰⁾。

(2) 「ゲゼルシャフト関係」の二類型としてのアンシュタルトと目的結社

こうして「諒解」範疇が「目的結社」の場合においても、その「ゲゼルシャフト関係」の合理的目的の範囲外のみならず、まさにその合理的秩序の現実の形成および経験的妥当にあたって、大きな意義を有することが明らかとなった。その点で、「目的結社」と「アンシュタルト」とは、その制定秩序形成の「協定」か「授与」かの理念型的対蹠性があるにもかかわらず、「ゲゼルシャフト関係」としては近接してくる。だからまたウェーバーも「ゲゼルシャフト関係」の二類型として両者を挙げているのである。

にもかかわらず、解明的理解の透明性がそれ自体としてはより高い——その意味でより「合理的」である——からとって、「目的結社」のほうが「アンシュタルト」よりも——宗教社会学的に言えば Sekte のほうが Kirche よりも——なにか価値的にすぐれている、だからまたあらゆる社会形象は本来「目的結社」の方向を目指すべきである、などと人が考えたとすれば——そう考えるウェーバー研究者はじつに多い。だからまたその多くは「契約説的国家観」の暗黙の支持者なのである——、そうした発想は、合理主義的、というよりも啓蒙主義的、バイアスにとらわれている、といわれなければならない。ウェーバーはそうした啓蒙主義的バイアスとは無縁である。いずれにしても、「国家」という「アンシュタルト」を「目的結社」——社会契約説的国家！——に解消することはできないし、「国家」＝「アンシュタルト」は、その制定律と強制装置との正統性において、「目的結社」の上位に立つ。

さて、以上のウェーバーの「政治ゲマインシャフト」論理解のための基礎範疇の考察は、同時に、ウェーバーが、その「経済と社会」の本体部分（戦前草稿）読解にさいするまさに方法的基礎となした「カテゴリー論文」そのものにおいて、「契約説的国家観」を方法的にしりぞけていることを、疑問の余地なく明らかにしたはずである。

【五】ウェーバーの「政治ゲマインシャフト」形成論

こうして、ようやくウェーバーが「政治ゲマインシャフト」をどう捉え、その成立をどのように考えているかを問うことのできる段階に到達した。そこでまず、ウェーバーの「政治ゲマインシャフト」の定義を見ることとしよう。現行『経済と社会』第五版第二部第八章「政治的諸ゲマインシャフト」第一・第二節を本稿で依拠する主たるテキストとし、2001年に MWGI/22-1, *Wirtschaft und Gesellschaft, Gemeinschaften* に収録された対応テキストを参照した。

（一）政治ゲマインシャフトの定義

「政治ゲマインシャフト politische Gemeinschaft」とは、「物理的の実力 physische Gewalt, しかも通常は武力 Waffengewalt を行使することにより、『ある地域』“ein Gebiet”（領海域を含む）とその永続的ないし一時的在住民とを、関与者による秩序ある支配に *der geordneten Beherrschung* 服させる（そして時には関与者のためにさらに広い地域の獲得を目指す）、そうしたゲマインシャフト行為 Gemeinschaftshandeln のなされるゲマインシャフト Gemeinschaft」である⁸¹⁾。

つまり、ウェーバーによれば、「政治ゲマインシャフト」とは、「一定の領域」とその「在住者」とを「物理的実力」によって「一定の秩序ある支配」に服させ、時にはその「支配領域」の拡張を目指す「ゲマインシャフト」である。

ちなみにウェーバーは、ここでも「政治ゲマインシャフト」の「ゲマインシャフト行為」の向けられる対象が「地域と人間とに対する実力的支配以外のいかなる内容を含むか」は特定できない、「およそ時空のいかなを問わず、いまだかつて政治諸団体のゲマインシャフト行為の対象とならなかったものは、おそらくこの世の一つとしてないだろう」とし⁸²⁾、本稿【二】の(一)の冒頭に引いた『職業としての政治』における国家の定義——国家活動の内容面から国家を定義することはできないという——を髣髴させる記述を行っている。

(二) 政治ゲマインシャフトと諸ゲマインシャフト、政治ゲマインシャフトの特殊な地位

(1) 政治ゲマインシャフトと諸ゲマインシャフトとの併存

ところで、そうした特殊な意味での「政治ゲマインシャフト」は、「昔からどこにでも存在したというものではない nichts von jeher und überall Gegebenes」し、また昔からどこでも、所定の「地域」において、他の様々なゲマインシャフトやゲゼルシャフト団体にたいして、「秩序ある支配」に関し、唯一独占的・主権的地位にあったわけでもない。「実力をもってする防敵行為 gewaltsame Abwehr der Feinde」は、必要とあれば個々の「家ゲマインシャフト Hausgemeinschaft」や「近隣団体 Nachbarschaftsverband」、さらには「経済的利益の充足を主目的とする他の団体 ein anderer Verband, der wesentlich auf ökonomische Interessen ausgerichtet ist」がこれを引き受けたし、他方、『『地域』の秩序だった支配とそこに住む人間相互の関係の『内部に向けての』組織的規制 die geordnete Beherrschung des “Gebiets” und die Ordnung der Beziehungen der Menschen “nach innen”』は、しばしば「宗教的勢力を含む様々な諸勢力のあいだに割り振られて unter verschiedene, darunter auch religiöse, Mächte verteilt」おり、「政治ゲマインシャフト」の専売特許だったわけではないからである⁸³⁾。

(2) 政治ゲマインシャフトの特殊な地位

1) 確固たる「地域」支配の持続的かつ公然たる主張

したがって「政治ゲマインシャフト」とこれら併存する諸ゲマインシャフト——家ゲマインシャフトや近隣団体、氏族、宗教ゲマインシャフト、経済諸団体など——とを区別するものは、「社会学的に見るなら」、さしあたり「政治ゲマインシャフト」が「陸上および海上の相当『地域』に対する確固たる支配権をとくに持続的にかつ公然と主張した維持するという事実」でしかない、とウェーバーは言う⁸⁴⁾。

2) 成員にたいする「死」の要求権

ただウェーバーは、別の箇所では、「政治ゲマインシャフト」の「地域」支配は、もちろん「物理的実力 physische Gewalt」の行使、武力発動を含んでなされるのであるが、そのさいの「敵」は「当該地域の外部の敵」でもあり、「内部の敵」でもあり、しかもその「支配」・「物理的実力行使」にさいしては、「政治ゲマインシャフト」は、すぐれて「局外者のみならず個々の関与者〔成員〕自身の生命と行動の自由とを危険にさらし否定するような強制を含むゲマインシャフト行為を行うゲマインシャフトの一つである」としている

から⁸⁵⁾、諸ゲマインシャフトに対する「政治ゲマインシャフト」のさしあたっての際立った特徴は、一、所定の「地域」に対する「持続的」かつ「公然とした」「確固たる支配」権の要求と、二、いざとなればゲマインシャフトのために命を投げ出せという、成員諸個人に対する——ぎりぎりのところ当人の直接個人的な価値合理的・情緒的・伝統的心意の如何を顧慮しない——「死」の要求権との、二つと言えよう。

3) 政治ゲマインシャフトの包括的「地域」支配を促す地域「内」的事情

そのうち、当該「地域」の「持続的」で「公然」とした「確固たる支配」を「政治ゲマインシャフト」に要請する第一の事情は、いうまでもなく外敵に対する当該「地域」の「地域」内総力をあげての——したがって「地域」内「諸ゲマインシャフト」の個別的な力量を超える——防衛（ならびに諸ゲマインシャフトもそれに加わる可能性のある内訌の阻止）と、場合によっては時として燃え上がる可能性のある支配「地域」拡大の欲求だろうが、それに加えて、そうした「政治ゲマインシャフト」の総体的包括的な「地域」支配をうながす「地域」内的事情もまた存在する。それは、生の何らかの意味での、また何らかの理由による、外延的内包的合理化の進展によって、「それぞれ固有の強制権力の担い手として登場した他の諸々のゲマインシャフト」が「個々人に対する権力を失って崩壊して」しまったり、「新たな利害関心が次から次へと生じ」、旧来の諸ゲマインシャフトの枠内では「その「保護」と規制とを十分になし得なくなる、といった事情である⁸⁶⁾。

4) 政治ゲマインシャフトに「特有のパス」

諸ゲマインシャフトに対する「政治ゲマインシャフト」のさしあたってのもうひとつの際立った特徴である成員に対する「死」の要求は、「極めて厳粛な事態」であって、それは「政治ゲマインシャフトに特有のパス ihr spezifisches Pathos をもたら」し、「政治ゲマインシャフトの永続的な情緒的基礎 ihre dauernden Gefühlsgrundlagen をつくりだす」。「共同の政治的運命、なかんづく生死を賭した共同の政治闘争は、人々のあいだに追憶のゲマインシャフト Erinnerungsgemeinschaften を生みだ」し、それは「しばしば文化や言語あるいは血統のゲマインシャフト Kultur-, Sprach- oder Abstammungsgemeinschaft の絆よりも一層強い影響力をおよぼす」。そして「この追憶のゲマインシャフトこそが……『国民意識』『Nationalitätsbewusstsein』に最後の決定的な刻印を与える」のである⁸⁷⁾。この点はウェーバーが“Ethnische Gemeinschaftsbeziehungen”において詳説するところである⁸⁸⁾。

(三) 政治ゲマインシャフトのアンシュタルト化

(1) 「合法的支配」の正統性の意識

ところで、当該の「地域」とそこに住む人間とに対する「政治ゲマインシャフト」の支配と秩序強制とは、もちろん、その支配と秩序強制とが正統であり、それに服するのが当然であるという、関与者の正統性信仰に支えられなければならない。だが、その正統性の意識は、「政治ゲマインシャフト」の支配と秩序強制とが、一定の「地域」および人間の全体に包括的に押し及ぼされるものであり、その「地域」内の諸々のゲマインシャフトの枠を超え、人々の特定の諸ゲマインシャフト——しばしばそれは交錯しているが——への帰属を問わないものであるから、伝統的なものであれ、カリスマ的なものであれ、個々のゲマインシャフトやその複合体の枠内でのみ通用する特殊な（支配の）正統性意識であるわけには行かず、そうしたものを超越する、より普遍的で人の——「人」とはやはり何と

いっても「理性的」存在であるから、およそ人間の顔をした者には誰にでもアクセスできる——理性を相対的に納得させることのできるものでなければならない。そうした普遍的なものとは、合理的な「法」であるほかに、したがって「政治ゲマインシャフト」の存立を支える基軸的な正統性信仰は、その支配が「法」にかなっている、「適法 *rechtsmässig*」である、がゆえに正統であるという、いわゆる「合法的支配」の正統性の意識である。

1) 諸ゲマインシャフトの枠を超えた「死」の要求

「政治ゲマインシャフト」は、いざとなればその成員の「生命」を要求する。この「厳粛な」要求が、当該成員の「同族」や当該成員の価値合理的に信奉する宗教のゲマインシャフトなどからなされる——たとえば氏族の血讐義務や宗教教団成員の殉教義務などを思い浮かべるとよい——わけではなく、成員個々人にとっては必ずしも身近とはいえない当該「地域」全体の支配権を標榜する包括的なゲマインシャフトによってなされるのである。それがより普遍的で合理的な「法」にかなっている、だから「特別に聖別されている *spezifisch geweiht*」、という「諒解」なくして、いかにして成員個々人はその「厳粛な事態」を——「やむをえぬ」と観念してのことであるかもしれないが——受け容れることができるのか。ウェーバーのつぎの文章はそのことを物語るものである。

「政治諸団体の近代的地位は——だからアンシュタルト化された政治ゲマインシャフトは——、その整序するゲマインシャフト行為が特殊に聖別され、特別の位階を与えられたものだとする、関与者のあいだに広く行き渡った信仰 *der unter den Beteiligten verbreitete spezifische Glaube an eine besondere Weihe* がそれに与える、特殊な威信 *Prestige* にもとづく。その特殊な聖性に対する信仰とは、そのゲマインシャフト行為の『適法性』“*Rechtsmässigkeit*”に対する信仰であり、関与者は、当のゲマインシャフト行為が生殺与奪の権をとまなう物理的強制を含む場合にも、いやまさにそれを含む限りにおいて、それが『法に適って』なされており、『適法である』、だから特殊に聖化されたものとして、これを受け容れるのである。ここには [適法なるがゆえに正統だとする] 適法性にかかわる独特の正統性諒解 *das hierauf [auf der Rechtsmässigkeit] bezügliche Legitimitätseinverständnis* がある⁸⁹⁾。

ところで、先に、成員個々人は「政治ゲマインシャフト」の「適法に」要求する「死」の要求を、「やむをえぬ」ことと観念してではあれ受け容れる、と述べたが、この「やむをえぬ」を、可能な限り、「勇んで」とか「敢えて引き受ける」へと「高める」役割を果すのが、「国民意識」という「諒解ゲマインシャフト」である。

2) 諸ゲマインシャフトの枠を超えた秩序妥当の要求

他方、諸ゲマインシャフトに比べ、当該地域に対する「とくに持続的」で「公然とした」総体的包括的な支配を「政治ゲマインシャフト」にうながす今一つの要因である「地域」内的事情の内的に要請する事柄を考えてみよう。その「地域」内的事情とは、生の何らかの意味での、また何らかの理由による、外延的内包的合理化の進展によって、「それぞれ固有の強制権力の担い手として登場した他の諸々のゲマインシャフト」が「個々人に対する権力を失って崩壊して」しまったり、「新たな利害関心が次から次へと生じ」、旧来の諸ゲマインシャフトの枠内では「その「保護」と規制とを十分になし得なくなる、という事情であった⁹⁰⁾。

要するに、生の何らかの意味での、また何らかの理由による、外延的内包的合理化の進展によって、諸個人に対する支配や益々広がり益々増大する新たな利害関心にたいする保護・規制が旧来の諸ゲマインシャフトの手に負えなくなり、それらを当該「地域」全体を包括的に支配する「政治ゲマインシャフト」にゆだねるほかなくなるのである。

その場合に、その支配や保護・規制が、やはり旧来の諸ゲマインシャフトの枠内での仕方——それらは種々様々で、それ自体としては普遍性を持たない——を離れ超越したより普遍的で合理的な「法」に則って行われざるをえず、また行われなければならないことは、当然であろう。ウェーバーも述べている。「政治権力の保障する『法秩序』の卓越した地位」は「極めて緩慢な発展過程をへて成立した」ものだが、「その成立を促したもの」は、一つには「それぞれ固有の強制権力の担い手として登場した他の諸々のゲマインシャフトが、経済事情の変化や組織上の変遷の圧力を受けて、個々人に対する権力を失い、崩壊してしまう」といった事情、いま一つには、「新たな利害関心が次から次へと生まれ、旧来の諸ゲマインシャフトの枠内ではその保護を十分になしえないといった事情、したがってまた新たな利害関心、とりわけ経済的な利害関心の圏域がたえず広がり、そうした広範囲にわたる利害関心の充足は、政治ゲマインシャフトによって新たに作り出されるべき合理的な法的秩序によってしか、これを十分に保障できない」といった事情である、と⁹¹⁾。

3) 「合法的支配の正統性」 観念の存立根拠

こうして「合法的支配の正統性」の観念がウェーバーにおいて「支配の正統性」観念の三類型の一つとして定立される所以が明らかとなる。

奇妙なことを言うようであるが、「伝統的支配の正統性」や「カリスマ的支配の正統性」の観念が存在するというのはそれ自体として別に説明を要しないけれども、「合法的支配」の「正統性」の観念というのは、じつは一見するほど自明なものとしてわれわれの脳裡に収まるものではない。

「伝統的支配」や「カリスマ的支配」の場合には、それらの支配の「事実」が存在するというだけでなく、それぞれに対応する「正統性」の「観念」があるということも、即座に了解することができる。なぜなら、われわれは、人が伝統的に慣れ親しんだもの（支配）にたいしては、まさにその慣れ親しんでいるがゆえにそれを「正統」と見なすだろうということを、難なく理解することができるし、また「カリスマの支配」については、まさに当の人物が衆に抜きん出た「カリスマ」の持ち主であるがゆえに人々はその人物に随って行き服従するのであるから、その場合にはカリスマ的支配の「事実」とその「正統性の観念」とは不可分一体である。

だが、「合法的支配」の場合には、そう簡単ではない。合法的支配という「事実」が存在するということが自体は、現にそれが存在する——どこか、今日ではそれが一般的であり基軸的である——のであるから、いやでも認めなければなるまいが、合法的支配がなぜ「正統」なのか、「法にかなっている」ということがなぜ「正統」と見なされなければならないのかと聞き直られると——事実、たとえば「伝統的支配の正統性」にあくまでも固執する者、断固として「カリスマ的支配の正統性」を擁護する者は、そう問い返すだろう——、一瞬言葉に窮するのが実情だろう。

ところが、もともと「政治」ゲマインシャフトと「諸」ゲマインシャフトとが併存して

おり、その併存状態のなかから、「政治」ゲマインシャフトが「諸」ゲマインシャフトを包み込む「地域」とその「在住者」とにたいする包括的でより普遍的な支配を及ぼそうとすると、その「政治」ゲマインシャフトは、「諸」ゲマインシャフトのそれぞれ立脚する、もしくはその各々が主として立脚する、それぞれ特殊で個別的な支配ないし内部規律の正統性観念に依拠することができず、それらを超越したより普遍的な、人間の顔をした「理性的」生き物なら誰にでもアクセス可能で、より理性的な、「法」に訴え、その「適法性」を「正統性」観念の機軸とするしか、方法はないだろう。ウェーバーは上記1) 2) の箇所でこのように説明しており、その説明によって、はじめてわれわれも合法的支配の「正統性」観念の存立を「腑に落ちる」ものとして了解するのである。

(2) 政治ゲマインシャフトの内的要請としてのアンシュタルト化

さて、それはともかく、上記1) 2) でウェーバーの述べているところから、「政治ゲマインシャフト」が、「陸上および海上の相当『地域』に対する確固たる支配権をとくに持続的にかつ公然と主張した維持する」という他の諸ゲマインシャフトにたいするその特殊な地位の論理内在的に要請するところとして、「合理的な制定律」＝「法」とその法秩序の強制・執行を担当する強制装置・行政幹部とをそなえた特殊なゲゼルシャフト関係、すなわち「アンシュタルト」へと、発展を遂げて行かざるをえないことが明らかとなる。この発展は、ウェーバーによれば、「極めて緩慢な過程」でしかないのだが、その終局が近代「国家」である。

(四) 政治ゲマインシャフトのアンシュタルト化の経路

それではウェーバーは、この「政治ゲマインシャフト」の「アンシュタルト」への発展の基本的道筋をどのように考えているのであろうか。ここにわれわれは本稿の取り組むべき最終課題に到達した。

(序) 「カテゴリー論文」の簡潔なシェーマ

ただ、その点に関する本稿の依拠しているテキスト（『経済と社会』第五版第二部第八章、ここではその第二節）の叙述は例によって錯綜しており、主要な筋道がたどりにくい。しかし、幸いなことに、「カテゴリー論文」には、「政治ゲマインシャフト」の「国家」＝「アンシュタルト」への基本的発展経路を示す簡潔な図式があるので、その図式を指針として右のテキストを読むこととしよう。その「カテゴリー論文」の図式とは以下のものである。

「歴史的には、臨時のゲゼルシャフト関係から出発して次第に持続的『形成体』へといたる発展の階梯がしばしば見受けられる。今日われわれが『国家』と呼ぶゲゼルシャフト関係の典型的萌芽は、一方で、略奪を欲する人々が戦争へ出かけるために自ら選んだ指導者を首領として形成する自由な臨時のゲゼルシャフト関係にあるし、他方で、脅威を受けたほうの人々が防衛のために形成する臨時のゲゼルシャフト関係にある。この場合には……略奪行為や防衛が成功し（あるいは失敗し）、戦利品の分配が終われば、ゲゼルシャフト関係は解消されるのである。この段階から始まり、女子や非武裝民および従属民への体系的な課税制度をそなえた戦士団の持続的なゲゼルシャフト関係の段階を経て、さらに、司法的・行政的ゲゼルシャフト行為の纂奪 Usurpierung richterlichen und verwaltenden Gesellschaftshandeln にいたるまでには、切れ目のない移行階梯を伴った遙かな道が続いて

いる。」⁹²⁾

つまり、「カテゴリー論文」によれば、「政治ゲマインシャフト」のアンシュタルト化は、一、その時々の略奪行や対外防衛を目的とする戦士集団や関与者集団の臨時のゲゼルシャフト結成に始まり、二、女子・非武装民・従属民への体系的課税制度を伴う当該戦士集団の持続的なゲゼルシャフト関係の形成をへて、三、なんらかの政治団体による司法的・行政的ゲゼルシャフト行為の最終的篡奪によってなしとげられる、というのである。この三段の指示にしたがい、『経済と社会』の当該テキストを整理することとしよう。

いうまでもなく、その整理にあたっては、およそ「政治ゲマインシャフト」がすぐれて（物理的实力・武力を背景にした）権力形象であり、その権力行使＝秩序規制が適法になされるゲゼルシャフト行為となり、関与者全員の正統性諒解を独占するにいたるところに、「政治ゲマインシャフト」のアンシュタルト化があるという、ウェーバーの国家＝アンシュタルト形成論の骨格がたえず念頭に置かれていなければならない。

(1) ゲゼルシャフト関係形成の初発——自由な戦闘集団の臨機の略奪行

さて、そうした権力行使（武力行使）をとともなうゲゼルシャフト関係の初発は、「個人的な盟約にもとづき」（*durch persönliche Verbrüderung*）、「自由に選ばれたカリスマ的な指導者」を頭に戴き、各自の「自己責任において」なされる「武器愛好者たち」（*Waffenlustigsten*）の「略奪行」（*Beutezug*）である。だが、そこから「正統な実力行使が発展する場合、それが向けられる対象は、さしあたりはただ裏切りや不服従、臆病によって盟約に反する行為に及んだ仲間にたいしてのことにはすぎない」⁹³⁾。

(2) 職業的戦士集団の形成と彼らによる非武装民にたいする服従要求・略奪的課税

その後、緩慢な過程を経て、この「武器愛好者たち」の「一時的なゲゼルシャフト結成」が職業的な戦士たちの「持続的形成体」となり、（たんなる仲間内をこえた）「包括的な服従要求」を貫徹させることのできる「強制装置」へと発展を遂げる。この服従要求は、被征服民はもとよりのこと、戦士たちの属する当の「地域」の非武装仲間に対しても向けられる。武器の所有、武器の製造・修理・手入れは職業戦士たちの独占するところであり、武器をとって戦うことのできない者、武装能力のない者は、政治的には「同胞 *Volksgenossen*」とは見なされず、たんなる「女」として（*als Weiber*）扱われる。これらの職業戦士たちは、しばしば女・子ども・戦闘に耐えない老中年男子とは居住地域を異にする特別の「男子結盟団 *Männerbund*」を結成し（戦士たる男子は青年期の一定の年齢を過ぎてから女・子どものいる家庭へ帰るのである）、中世ヨーロッパの修道院と同様に、その成員には特別の修練期間の終了証明と厳格な仲間内の規律の遵守とを要求する⁹⁴⁾。彼らの生計と経済的地位とは「部外者とくに女たちからの不断の略奪」に立脚するが、その略奪行には、時として「インドネシアのドクドクの行進」に見られるような「宗教的な粉飾をこらした威嚇手段」が用いられることがある。そうした粉飾の瞞着性は戦士たち自身のよく承知するところだが、彼らは、「僧服をまとった警察としてふるまう宗教のあらゆる慣習」と同様に、「民間の俗信礼拝」を利用するのである。戦士たち自身はどうかといえば、ホメロスの昔から「戦士ゲゼルシャフト」の神々に対する「無遠慮な振る舞い」は周知のところである、とウェーバーは述べている⁹⁵⁾。

(3) 「政治団体」の形成

1) 「戦士集団」を取り込んだ「政治団体」の形成。それによる「実力行使の特別の正

統性」の独占。

さて、この「自由にゲゼルシャフト結成した戦士集団」は、これまで「日常生活を秩序づける諸組織 Alltagsordnungen」と併存し、またそれらを超えて存在していたのだが、歴史具体的には様々な事情から、これらの「戦士集団」が「一定の地域ゲマインシャフトの秩序ある持続的団体 (ein geordneter Dauerverband einer Gebietsgemeinschaft) へと「いわば再編入され sozusagen wieder eingemeindet wird」, その結果、「政治団体 der politische Verband」が「創出され」 geschaffen wird」て、その中で「戦士集団」が「特権的地位 privilegierte Stellung」を獲得する。そして、この「特権的地位」を与えられた「戦士集団」を核とする「政治団体」が、「いまや nun」「実力行使の特別の正統性 eine spezifische Legitimität der Gewaltsausübung」を「一手に集中するにいたる attrahiert」⁹⁶⁾。

これが「政治ゲマインシャフト」のアンシュタルト化の最終段階の出発点である（といっても、これは、ウェーバーが前後に示唆しているところからして、おそらくヨーロッパにおいても少なくとも中世初めに遡ることだろう）。もちろん、この出発点の形成も「緩慢な allmählig」過程である⁹⁷⁾。ちなみに、この「政治団体」創出のこの時点では、そのなかで特権化された「戦士集団」はもはや以前の戦士集団ではないだろう。「一定の地域ゲマインシャフトの秩序ある持続的団体」への戦士集団の「再編入」というウェーバーの右の記述は、「戦士集団」の何らかの編成替え、脱皮を予想させるものである。

2) 私闘の禁止, 「国内公安令」の制定。司法による紛争の解決, 合理的法秩序の形成。

さて、こうして一定の「地域」を支配下に置く「政治団体」が形成されるのであるが、その「政治団体」なるものがいかなる種類のものであるかは、この『経済と社会』のテキストでは語られていない。だが、「カテゴリー論文」では、「アンシュタルト」と対置された「団体」の「純粋類型」として、「原生的な『家ゲマインシャフト』」や「『家産制的』政治形成体」、「『預言者』と『使徒たち』のゲマインシャフト」などが挙げられているから⁹⁸⁾、この『経済と社会』第二部第八章にいう「政治団体」とは、そこでウェーバーの挙示する数少ない具体例から推して、右の類例のうち、「『家産制的』政治形成体」、より正確にいえば、「『君主』Fürstを権力保有者とする合理的制定律を欠いた『家産制的』政治形成体 patrimoniales «politisches Gebilde»」、ないしはそれに成り行くもの、さらにはそれに近いもの、が思い浮かべられていると解して大過ないだろう。

が、それはともかく、そうした「政治団体」は一定「地域」における「実力行使の特別の正統性」を「一手に握り」、またそれを目指すのであるから、支配「地域」内になお残存する——あるいは何らかの理由で存在する——自由な戦士集団や氏族・豪族・貴族などの私的集団・身分集団が、勝手に略奪行を行ったり、私闘を演じたりすることを許すことができず、これを禁圧しなければならない。そうした「私的暴力行使一般 die private Gewaltsamkeit überhaupt」の禁圧は、「政治団体の強制装置が十分強力」であれば可能であり、「政治団体が永続的な形象となればなるほど」、また「外部に対する結束への関心が強くなればなるほど」、ますます強力に押し進められる⁹⁹⁾。

1. まず「私的な暴力行使」は、「政治団体の軍事的利害関心に直接有害となる限りにおいて、禁圧される」。たとえば「十三世紀にフランス王国（家産制的国家）は、「国王自らの遂行した対外戦争の継続中、王の従臣たちの血讐 Fehde を禁止した」¹⁰⁰⁾。

2. ついで、「この禁圧は、しだいに永続的な国内公安令 dauernder Landfriede 制定の形

をとる」¹⁰¹⁾。

3. だが、当該の「政治団体」が私的暴力一般を禁圧し、身分集団などの「私闘」を永続的に禁止するからには、およそあらゆる紛争の解決を司法的解決のルートに載せるといふ措置がとられなければならない。「国内公安令 Landfriede」制定とともに、「いかなる紛争もその決着を裁判官の強制的な仲裁裁定に強制的に従わせる」こととなり、その結果、「血讐 Fehde」は「合理的に整序された刑罰 rational geordnete Strafe」に、(身分集団ないし私的集団相互間の)「賠償金商議 Sühnenhandlung」は「合理的に整序された訴訟 rational geordneter Rechtsgang」に転化する¹⁰²⁾。

「こうした経路を辿って」とウェーバーは続けている、「政治ゲマインシャフトは、その強制装置のために正統な実力行使 die legitime Gewaltanwendung を独占し、しだいに法秩序維持アンシュタルト eine Rechtsschutzanstalt」へと転化するのである¹⁰³⁾。

3) 政治ゲマインシャフトの最終的なアンシュタルト化とそれを促進した要因

さて、国内平和化をテコとしてやがて加速化する「政治ゲマインシャフト」の最終的なアンシュタルト化を促進したものは、一方では益々拡大する市場への利害関心であり、他方では宗教諸勢力の大衆教化——俗権はこれを大衆馴化 (Massendomestikation) として容認ないし奨励するのだが——への利害関心である。

1. 宗教諸勢力は、「大衆教化」にさいして「その特有の権力手段が力を発揮する見込みは、概して平和の増大とともに益々大きくなる」のであるから、国内平和に関心を持たざるをえないし、市場の利害関係者たちも、その固有の担い手である「都市の市民層」のみならず、「河川や道路、橋梁の通行税徴集に利害を有し、荘民や家臣の納税力の維持向上に利害を有するすべての人々」を含め、平和の増大を歓迎する。「それゆえ、中世において、政治権力がその勢力関心にもとづき国内公安令を制定する以前から、すでに貨幣経済の発展とともに益々広がるこれら利害関係者たちの諸勢力は、教会と結んで、血讐 Fehde を制限し、国内公安同盟の一時的、定期的、さらには永続的な結成に尽力したのである。」¹⁰⁴⁾

2. だが、「政治ゲマインシャフト」の最終的なアンシュタルト化が達成されるためには、事態はもう一回転しなければならない。インパクトは「市場」からやってくる。しかもその「市場」は——ここではウェーバーは示唆するだけにとどめているのだが、明らかに——いわゆる初期資本主義の「資本主義的営利経済 eine entstehende kapitalistische Erwerbswirtschaft」と「その利害関係者たち die kapitalistische Interessenten」によって推し進められる「市場」である¹⁰⁵⁾。事実、ウェーバーは述べている。

「ついで、市場は、われわれにはシェーマ的に知られたやり方で [これが上記初期資本主義の利害関係者たちの推進する市場形成を示唆するものである¹⁰⁶⁾]、いよいよ [当時の国家によって特権を与えられた] 独占的諸団体を経済的に破砕して行き、その成員たちを [初期資本主義の利害関係者たちの主導する新たな] 市場の利害関係者へと変えることにより、これらの独占諸団体から、その抛って立つ利害ゲマインシャフトの基盤を奪うとともに、これら独占諸団体がその利害ゲマインシャフトの内部で行ってきた独自の強制力行使の正統性の基盤をも奪うのである。」¹⁰⁷⁾

すなわち、「初期資本主義の利害関係者たち」の推進する新たな「市場」形成によって、近世初頭のいわゆる絶対王制と結びついた政治寄生的独占が打破され、その独占の支配と

影響のもとにあった旧来の「利害ゲマインシャフト」が新たな「市場ゲマインシャフト」へ組み換えられると同時に、その「利害ゲマインシャフト」に対する独占体独自の「強制力行使の正統性基盤」が剥奪される過程が進行するのである。

かくして——とウェーバーは総括して述べている——「平和化の進行と市場の拡大〔ならびに上に見たようなその編成替え〕と平行して、一、政治団体による正統的実力行使の独占と、二、それを行使するための規則の合理化とが行われる。前者は物理的実力の正統性の最終的源泉としての国家の概念のうちにその最終的帰結を見、後者は正統的な法秩序の概念のうちにその最終的帰結を見るのである」¹⁰⁸⁾。

「政治ゲマインシャフト」の「合理的な制定律」と「強制装置」とをそなえた「国家」＝「アンシュタルト」への長い道程は、ここに終了する。

注

- 1) MWGI/17, S. 157. 邦訳みすず書房版『政治論集』2, 555頁。以下、同邦訳は『政治論集』とのみ記す。WuG, 5. Aufl., S. 26. 岩波文庫版『社会学の根本概念』76頁。WuG, 5. Aufl. は単にWuGとのみ記す。
- 2) WuG, a.a.O. 岩波文庫版『社会学の根本概念』76頁以下。
- 3) WuG, a.a.O. 同上。
- 4) MWGI/17, S. 158f. 『政治論集』2, 556頁。
- 5) MWGI/17, S. 238 und vgl. da gegebene Herausgebers Anm.126. 『政治論集』603頁。
- 6) 『職業としての政治』の邦訳は、清水幾太郎・清水禮子の訳文（河出書房新社版『世界の大思想3 ウェーバー』（『ウェーバー 政治・社会論集』424頁上段）も脇圭平の訳文（前掲みすず書房版『政治論集』2, 603頁）も、いずれもこの「あの jene」を訳出してはいないため、筆者がここで指摘した厳しいニュアンスは一般読者には伝わってこない。
- 7) 岩波書店版『アリストテレス全集』第15巻8頁。
- 8) 同上258頁。
- 9) MWGI/17, S. 158. 『政治論集』2, 556頁。
- 10) MWGI/15, S. 472f. 『政治論集』2, 371頁。
- 11) MWGI/17, S. 158f. 『政治論集』2, 556頁。なお、上記この引用文中の menschliche Gemeinschaft は、従来「人間共同体」と訳されることが多く、筆者もそれを踏襲したことがある。しかし、ウェーバーのこの Gemeinschaft には、じつは、日本語で従来しばしば用いられ、テニエスの「ゲゼルシャフト」と対置された意味での「ゲマインシャフト」概念を髣髴させる「共同体」や「共同態」（大塚久雄『共同体の基礎理論』等の訳語）の意味はなく、そうした訳語に伴う先入観をもってすると、ウェーバーの真意を読み誤る恐れがある。この問題については、本稿の【五】「ウェーバーの『政治ゲマインシャフト』形成論」で論ずる。ここでは、適当な訳語が見いだされるまでの暫定措置として、「人間ゲマインシャフト」なる語句をあてておく。
- 12) Ebd., S. 158. 同上8頁以下。なお、この主張は1919-1920年の「社会学の基礎概念 Grundbegriffe」における国家の規定にあたっては踏襲される。Vgl. WuG, 5. Aufl., 1972 Tübingen, S. 30. 岩波文庫版『社会学の根本概念』89頁。
- 13) MWGI/17, S. 158f. 『政治論集』2, 556頁。[] は引用者。
- 14) GPS, 1. Aufl., S. 469f. 邦訳みすず書房版『政治論集』2, 624頁。
- 15) MWGI/15, S. 435. 同上337頁。

- 16) MWGI/16, S. 99f. 同上495頁。強調は引用者。
- 17) W. J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890–1920, 2. Aufl., Tübingen 1974, S. 447f. W. J. Mommsen, Max Weber und die deutsche politik 1890–1920, 3. Aufl., Tübingen 2004, S. 447f. 邦訳未来社版『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1890–1920』II, 1994年, 745頁。以下, モムゼンのこの主著の原書第二版は Mommsen, 1974, 第三版は Mommsen, 2004, 未来社版の邦訳は単に訳 I, 訳 II と記す。
- 18) Mommsen, 1974, S. XI f., S. 421f. Mommsen, 2004, S. XI f., S. 421f. 訳 I, 9頁以下, 訳 II, 705頁以下, さらに訳 I の「日本語版へのまえがき」, i 頁を参照。
- 19) Mommsen, 1974, S. 363, S. 420. Mommsen, 2004, S. 363, S. 420. 訳 II, 618頁, 703頁。W. J. Mommsen, Max Weber and the German Politics 1890–1920, The University of Chicago Press, 1984, Paperback edition 1990, p. viii.
- 20) Mommsen, 1974, S. 420. Mommsen, 2004, S. 420. 訳 II, 703頁。強調は引用者。
- 21) M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 3. Aufl., 1968 Tübingen [以下 WL と略記], S. 442f., 447 u. 465ff. 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』未来社, 1997年, 50頁, 62頁以下, 107頁以下。強調は引用者。
- 22) Ebd., S. 447 u. 468. 同62頁, 114頁。
- 23) Ebd., S. 466. 同, 110頁。キリスト教の厳密な意味における「教会」も, ウェーバーによれば「アンシュタルト」であるが, ここではその問題に立ち入らない。
- 24) Ebd., S. 465. 同110頁。なお, 上記の定義において「明示的にも黙示的にも」なる文言とりわけ「黙示的」を補ったのは, ウェーバーが人々のその国家への帰属および服属といった「諒解行為」(Einverständnishandeln) が何か「暗黙の協定」(stillschweigende Einverbarung) を意味するものではないと断っているからである。Ebd., S. 468. 同115頁。
- 25) WuG, 5. Aufl., 1972 Tübingen, S. 29. 岩波文庫版『社会学の根本概念』88頁。
- 26) WuG, a.a.O., S. 30. 『社会学の根本概念』前掲90頁。
- 27) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 2, 3. bearb. Aufl., Stuttgart 1988, S. 375ff. ダールマンの社会契約説批判については彼の主著『政治学』の「序論」の冒頭 Wie der Staat zu der Menschheit stehe を参照。Friedrich Christoph Dahlmann, Hrsg. v.W. Bleek, 1. Aufl., Göttingen 1835, Bibliothek des deutschen Staatsdenkens, Bd. 7, 1997, Insel Verlag, S. 11.
- 28) Heinrich von Treitschke, Politik, Bd. 1, 4. Aufl., Leipzig 1918, S. 16f.
- 29) G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, a.a.O., S. 216f. G・イェリネク『一般国家学』前掲166頁以下。
- 30) G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, a.a.O., S. 217f. 邦訳前掲『一般国家学』167頁以下。
- 31) MWGI/17, S. 158. 前掲岩波文庫版16頁。
- 32) 岩波文庫版『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト——純粹社会学の基本概念——』上, 1977年, 34頁以下。
- 33) WuG, 5. Aufl., a.a.O., S. 21. 前掲岩波文庫版『社会学の根本概念』66頁。
- 34) たとえば『ヴェーバー『経済と社会』の再構成 トルソの頭』上掲7頁参照。
- 35) 折原浩, 同上293頁以下。
- 36) ウェーバーは1909年にその実質上の編集主幹を引き受けている。ヴォルフガング・シュルプター「マックス・ヴェーバーの『社会経済学綱要』寄稿——編纂問題と編纂戦略——」, 前掲ヴォルフガング・シュルプター+折原浩『『経済と社会』再構成論の新展開』54頁。
- 37) 折原浩『『合わない頭をつけたトルソ』から『頭のない五肢体部分』へ——『マックス・ヴェーバー全集』(『経済と社会』「旧稿」該当巻)編纂の現状と問題点, 橋本努+橋本直人+矢野善郎編『マックス・ヴェーバーの新世紀——変容する日本社会と認識の転回』未来社,

- 2000年, 297頁。
- 38) 折原前掲296頁以下。
- 39) WL, S. 427. 前掲海老原・中野訳『理解社会学のカテゴリー』6頁以下。強調および〔 〕内は引用者。
- 40) 簡単には折原浩「マックス・ヴェーバーの『社会経済学綱要』寄稿——ひとつに統合された全体としての戦前草稿——」, 前掲ヴォルフガング・シュルプター+折原浩『『経済と社会』再構成論の新展開——ヴェーバー研究の非神話化と『全集』版のゆくえ——』75頁以下を参照)
- 41) 上記邦訳中野敏男の「解説」, 同上151頁。
- 42) 折原浩「マックス・ヴェーバーの『社会経済学綱要』寄稿」, 前掲ヴォルフガング・シュルプター+折原浩『『経済と社会』再構成論の新展開』88頁以下。
- 43) 折原浩『『マックス・ヴェーバー全集』I/22(『経済と社会』「旧稿」)編纂の諸問題」, 鈴木幸壽・山本鎮雄・茨木竹次編『歴史社会学とマックス・ヴェーバー(下)——マックス・ヴェーバーにおける歴史と社会——』理想社, 2003年, 96頁以下。
- 44) ただしモムゼンは2004年8月11日に不慮の事故で亡くなった。
- 45) ちなみに第一次大戦後の「社会学の基礎概念」は戦前「カテゴリー論文」の改訂版である。
- 46) WL, S. 429. 前掲邦訳『理解社会学のカテゴリー』13頁。
- 47) WL, S. 441. 前掲邦訳『理解社会学のカテゴリー』43頁。
- 48) Ebd. 同上。
- 49) WuG, 5. Aufl., a.a.O., S. 11f. 邦訳岩波文庫版『社会学の根本概念』35頁以下。
- 50) WL, S. 441. 前掲邦訳『理解社会学のカテゴリー』44頁。
- 51) Ebd. 同上。
- 52) Ebd., S. 442f. 同上49頁以下。
- 53) Ebd. 同上。
- 54) Ebd., S. 447f. 同上62頁以下, 65頁以下。
- 55) Ebd., S. 465. 同上107頁以下。
- 56) Ebd., S. 447. 同上62頁。強調は引用者。
- 57) Ebd., S. 447. 同上62頁。強調は原文。
- 58) Ebd., S. 447f. 同上63頁以下。
- 59) Ebd., S. 448. 同上64頁。
- 60) Ebd., S. 465. 同上108頁。
- 61) Ebd., S. 452f. 同上77頁。
- 62) Ebd., S. 453. 同上77頁以下。
- 63) Ebd., S. 453, 456. 同上77頁以下, 85頁。
- 64) Ebd., S. 453. 同上78頁。
- 65) Ebd. 同上79頁
- 66) Ebd., S. 456. 同上85頁以下。
- 67) Ebd. 同上86頁。
- 68) Ebd., S. 458. 同上91頁。
- 69) Ebd., S. 465f. 同上107頁以下。強調は引用者。
- 70) この点については折原浩『ヴェーバー『経済と社会』の再構成 トルソの頭』前掲237頁をも参照。
- 71) WL, S. 465. 前掲邦訳『理解社会学のカテゴリー』107頁。
- 72) Ebd., S. 465f. 同上107頁以下。
- 73) Ebd., S. 466f. 同上111頁以下。

- 74) Ebd., S. 467. 同上113頁。
- 75) Ebd., S. 466. 同上111頁。
- 76) Ebd., S. 471. 同上120頁。
- 77) Ebd., S. 468. 同上115頁。
- 78) Ebd., S. 461. 同上97頁。
- 79) Ebd., S. 469. 同上116頁。
- 80) Ebd., S. 472f. 同上123頁以下。[] 内は引用者。
- 81) WuG, 5. Aufl., a.a.O., S. 514. MWGI/22-1, S. 204. 既存の邦訳は浜島朗『権力と支配』みすず書房, 1965年, 175-188頁にあるが, 本稿の当該箇所引用にあたっては, それを全面的に改訳しているため, いちいちこの邦訳の参照指示は行わない。
- 82) WuG, S. 514f. MWGI/22-1, S. 205.
- 83) WuG, ebd. MWGI/22-1, S. 204.
- 84) WuG, S. 515. MWGI/22-1, S. 207.
- 85) WuG, ebd. MWGI/22-1, S. 206.
- 86) WuG, S. 516. MWGI/22-1, S. 208.
- 87) WuG, S. 515. MWGI/22-1, S. 206.
- 88) 同章は現行『経済と社会』第五版では第二部第四章に配置されており, 『マックス・ウェーバー全集』版では, 「政治的諸ゲマインシャフテン」と同様に, MWGI/22-1, *Wirtschaft und Gesellschaft, Gemeinschaften* の中に収録されている。
- 89) WuG, S. 516. MWGI/22-1, S. 207.——の中および [] 内は引用者の挿入。
- 90) WuG, S. 516. MWGI/22-1, S. 208.
- 91) WuG, S. 516. MWGI/22-1, S. 208. 強調は引用者。
- 92) WL, S. 451. 邦訳『理解社会学のカテゴリー』前掲73頁。強調は引用者。
- 93) WuG, S. 517. MWGI/22-1, S. 210.
- 94) WuG, ebd. MWGI/22-1, S. 210f.
- 95) WuG, S. 517f. MWGI/22-1, S. 212. なお「経済と社会」の「宗教社会学」章, 第7節, 戦士層の宗教性, 宗教的スタンスに関する分析, WuG, S. 288f. を参照。Vgl. auch MWGI/22, S. Vgl. auch MWGI/22, S. 227f. 邦訳ウェーバー『宗教社会学』武藤一雄ほか訳, 創文社, 1976年, 113頁以下参照。
- 96) WuG, S. 518. MWGI/22-1, S. 213. 強調は引用者。
- 97) WuG, S. 518. MWGI/22-1, S. 213.
- 98) WL, S. 466f. 邦訳『理解社会学のカテゴリー』前掲111頁以下, 本稿43頁。
- 99) WuG, S. 518. MWGI/22-1, S. 213.
- 100) WuG, S. 518. MWGI/22-1, S. 213f.
- 101) WuG, S. 518. MWGI/22-1, S. 214.
- 102) WuG, S. 518. MWGI/22-1, S. 214.
- 103) WuG, S. 519. MWGI/22-1, S. 214.
- 104) WuG, S. 519. MWGI/22-1, S. 214f.
- 105) Vgl. *Marktgemeinschaft*, WuG, S. 384. MWGI/22-1, S. 197.
- 106) Vgl. *Marktgemeinschaft*, WuG, S. 384. MWGI/22-1, S. 197.
- 107) WuG, S. 519. MWGI/22-1, S. 215. 強調および [] 内は引用者。
- 108) WuG, S. 519. MWGI/22-1, S. 215. 強調は原文。